

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月21日

【事業年度】 第124期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

【会社名】 リンテック株式会社

【英訳名】 LINTEC Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西尾 弘之

【本店の所在の場所】 東京都板橋区本町23番23号

【電話番号】 東京(5248)7711(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長兼経理部長 柴野 洋一

【最寄りの連絡場所】 東京都板橋区本町23番23号

【電話番号】 東京(5248)7711(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長兼経理部長 柴野 洋一

【縦覧に供する場所】 リンテック株式会社 大阪支店
(大阪府大阪市西区新町一丁目4番24号)

リンテック株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区丸の内三丁目14番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第120期	第121期	第122期	第123期	第124期
決算年月		平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高	(百万円)	203,242	207,255	210,501	205,975	249,030
経常利益	(百万円)	13,165	17,901	17,623	15,684	18,389
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	8,501	11,659	10,899	11,450	11,257
包括利益	(百万円)	17,978	18,614	4,220	10,489	12,460
純資産額	(百万円)	152,610	171,674	172,101	178,690	186,420
総資産額	(百万円)	225,073	237,444	240,720	274,199	292,735
1株当たり純資産額	(円)	2,100.87	2,363.81	2,370.49	2,465.43	2,573.69
1株当たり当期純利益	(円)	114.22	161.63	151.07	158.69	156.02
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	114.09	161.41	150.86	158.46	155.76
自己資本比率	(%)	67.3	71.8	71.1	64.9	63.4
自己資本利益率	(%)	5.8	7.2	6.4	6.6	6.2
株価収益率	(倍)	17.2	17.7	13.3	15.0	19.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	16,309	15,485	19,928	24,361	26,819
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,952	5,104	9,898	48,378	7,532
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	8,020	3,135	4,044	5,257	6,363
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	44,992	56,050	60,323	41,284	55,042
従業員数	(名)	4,223	4,413	4,246	4,760	4,794

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
 2 従業員数は就業人員で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第120期	第121期	第122期	第123期	第124期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (百万円)	160,820	161,670	164,486	164,602	170,335
経常利益 (百万円)	12,036	15,629	13,828	18,936	18,733
当期純利益 (百万円)	8,721	11,247	10,415	15,549	15,084
資本金 (百万円)	23,201	23,201	23,201	23,201	23,201
発行済株式総数 (千株)	76,564	76,564	76,564	76,564	76,564
純資産額 (百万円)	115,267	126,647	133,138	144,448	154,683
総資産額 (百万円)	182,436	187,894	195,060	228,602	245,725
1株当たり純資産額 (円)	1,596.04	1,753.37	1,842.89	1,999.42	2,140.82
1株当たり配当額 (内1株当たり中間 配当額)	42 (21)	48 (22)	54 (27)	66 (33)	66 (33)
1株当たり当期純利益 (円)	117.18	155.92	144.37	215.51	209.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	117.05	155.71	144.16	215.19	208.71
自己資本比率 (%)	63.1	67.3	68.2	63.1	62.9
自己資本利益率 (%)	7.6	9.2	8.0	11.2	10.1
株価収益率 (倍)	16.8	18.4	14.0	11.0	14.8
配当性向 (%)	35.84	30.79	37.40	30.63	31.57
従業員数 (名)	2,414	2,390	2,407	2,417	2,437

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
 2 従業員数は就業人員で記載しております。

2 【沿革】

年月	沿革
昭和9年10月	不二合名会社を改組、不二紙工株式会社を東京都板橋区板橋十丁目 138番地(現東京都板橋区本町23番23号)に設立。包装用ガムテープの製造販売を開始。
昭和12年3月	合板用ガムテープの製造販売を開始。
昭和34年12月	埼玉県蕨市に蕨工場を新設。従来の本社工場の生産と合わせ量産体制を確立。
昭和37年3月	蕨工場内に段ボール箱の自動包装機の製作部門を設置。青果物・食品・繊維製品・家庭電器製品の自動包装化を企業化し、包装用ガムテープと合わせたシステムセールスを進める。
昭和39年3月	蕨工場内の自動包装機製作部門を独立させ、株式会社不二紙工機械事業部(FSKエンジニアリング株式会社)を設立。
昭和43年10月	本社内の研究室(現研究所)を蕨工場内に移転。工場に直結した研究・開発体制をとる。
昭和44年3月	兵庫県龍野市に関西工場(現龍野工場)を新設し、西日本地区への供給拠点とする。
昭和50年7月	関東工場(現吾妻工場)を群馬県吾妻郡吾妻町(現群馬県吾妻郡東吾妻町)に新設、最新鋭の設備でガムテープ及び粘着製品の製造を開始。
昭和59年10月	FSK株式会社に商号変更。
昭和61年7月	東京証券取引所市場第二部に上場。
昭和62年9月	アメリカ合衆国マサチューセッツ州にFSK OF AMERICA, INC.(現LINTEC USA HOLDING, INC.(連結子会社))を設立し、同社は工業用粘着フィルムメーカーである MADICO, INC. を買収。
昭和62年10月	FSKエンジニアリング株式会社を合併。
平成元年3月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定される。
平成2年4月	四国製紙株式会社及び創研化工株式会社と合併し、リンテック株式会社に商号を変更。
平成5年10月	中国、天津市に琳得科(天津)実業有限公司(連結子会社)を設立。印刷機械等の製造を開始。
平成6年5月	インドネシア、ボゴール市にPT.LINTEC INDONESIA.(連結子会社)を設立。粘着製品の製造を開始。
平成7年1月	モダン・プラスチック工業株式会社の全株式を取得。
平成8年4月	モダン・プラスチック工業株式会社と合併。
平成12年4月	マレーシア、ペナン州にLINTEC INDUSTRIES(MALAYSIA) SDN. BHD.(連結子会社)を設立。紙関連製品の製造を開始。
平成14年6月	中国、蘇州市に琳得科(蘇州)科技有限公司(連結子会社)を設立。粘着製品及び紙関連製品の製造を開始。
平成14年8月	韓国、平澤市にLINTEC SPECIALITY FILMS(KOREA), INC.(連結子会社)を設立。粘着製品の製造を開始。
平成15年8月	台湾、台南県にLINTEC SPECIALITY FILMS(TAIWAN), INC.(連結子会社)を設立。粘着製品の製造を開始。
平成16年9月	韓国、忠清北道清原郡にLINTEC KOREA, INC.(連結子会社)を設立。粘着製品及び紙関連製品の製造を開始。
平成19年3月	中国、無錫市に琳得科(無錫)科技有限公司を設立。(平成25年6月清算)
平成20年11月	積水化学工業株式会社より株式会社セキスイサインシステム(現リンテックサインシステム株式会社(連結子会社))の全株式を含むサインシステム事業の譲受。
平成22年9月	MADICO, INC.(連結子会社)が、SOLAMATRIX, INC.(現MADICO, INC.(連結子会社))を買収。
平成23年6月	タイ、チャチェンサオ県にLINTEC (THAILAND) CO., LTD.(連結子会社)を設立。粘着製品及び紙関連製品の製造を開始。
平成24年7月	中国、天津市に普林特科(天津)標簽有限公司(連結子会社)を設立。粘着製品の製造を開始。
平成25年1月	MADICO, INC. とMADICO WINDOW FILMS, INC. が、MADICO, INC.(連結子会社)を存続会社として合併。
平成27年1月	シンガポールにASEAN地域およびインドなどにおける事業を統括することを目的としたLINTEC ASIA PACIFIC REGIONAL HEADQUARTERS PRIVATE LIMITED(連結子会社)を設立。
平成28年10月	LINTEC USA HOLDING, INC.(連結子会社)が、VDI, LLC(連結子会社)を買収。
平成28年11月	LINTEC EUROPE B.V.(連結子会社)が、Lintec Graphic Films Limited(現LINTEC EUROPE (UK) LIMITED(連結子会社))を買収。
平成28年12月	LINTEC USA HOLDING, INC.(連結子会社)が、MACTac Americas, LLC(連結子会社)を買収。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社45社、関連会社4社、その他の関係会社1社およびその他の関係会社の子会社1社で構成され、「印刷材・産業工材関連」、「電子・光学関連」、「洋紙・加工材関連」の各事業に関する製品の製造・加工・販売を主な内容とし、さらに各事業に関連する物流および原材料・製品・技術の供給等の事業展開をしております。

当社グループの事業における位置付けは次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

(1) 印刷材・産業工材関連

当事業においては、シール・ラベル用粘着製品、ラベリングマシン、自動車用粘着製品、工業用粘着テープ、ウインドフィルム、屋外看板・広告用フィルム、内装用化粧フィルムなどの製造・販売をしております。

(主要な関係会社)

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| ・当社 | ・PT. LINTEC JAKARTA |
| ・リンテックコマース株式会社 | ・LINTEC SINGAPORE PRIVATE LIMITED |
| ・リンテックサインシステム株式会社 | ・LINTEC PHILIPPINES (PEZA), INC. |
| ・湘南リンテック加工株式会社 | ・LINTEC (THAILAND) CO., LTD. |
| ・MADICO, INC. | ・LINTEC VIETNAM CO., LTD. |
| ・LINTEC OF AMERICA, INC. | ・LINTEC HANOI VIETNAM CO., LTD. |
| ・LINTEC EUROPE B.V. | ・LINTEC INDIA PRIVATE LIMITED |
| ・琳得科(蘇州)科技有限公司 | ・LINTEC KUALA LUMPUR SDN.BHD. |
| ・普林特科(天津)標簽有限公司 | ・VDI, LLC |
| ・LINTEC HI-TECH(TAIWAN), INC. | ・MActac Americas, LLC ほか6社 |
| ・PT. LINTEC INDONESIA | ・LINTEC EUROPE (UK) LIMITED |

(2) 電子・光学関連

当事業においては、半導体関連粘着テープ、半導体関連装置、積層セラミックコンデンサ関連テープ、液晶・有機ELディスプレイ関連粘着製品などの製造・販売をしております。

(主要な関係会社)

- | | |
|---|--|
| ・当社 | ・LINTEC SPECIALITY FILMS(KOREA), INC. |
| ・LINTEC OF AMERICA, INC. | ・LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(KOREA), INC. |
| ・LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(EUROPE)GMBH | ・LINTEC SINGAPORE PRIVATE LIMITED |
| ・LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(SHANGHAI), INC. | ・LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(PHILIPPINES), INC. |
| ・LINTEC SPECIALITY FILMS(TAIWAN), INC. | ・LINTEC INDUSTRIES(MALAYSIA) SDN.BHD. |
| ・LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(TAIWAN), INC. | ・LINTEC INDUSTRIES(SARAWAK) SDN.BHD. |
| ・LINTEC KOREA, INC. | ・LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(MALAYSIA) SDN.BHD. |

(3) 洋紙・加工材関連

当事業においては、カラー封筒用紙、色画用紙、特殊機能紙、高級印刷用紙、高級紙製品用紙、粘着製品用剥離紙、光学関連製品用剥離フィルム、合成皮革用工程紙、炭素繊維複合材料用工程紙などの製造・販売をしております。

(主要な関係会社)

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| ・当社 | ・琳得科(蘇州)科技有限公司 |
| ・湘南リンテック加工株式会社 | ・LINTEC (THAILAND) CO., LTD. |
| ・LINTEC EUROPE B.V. | |

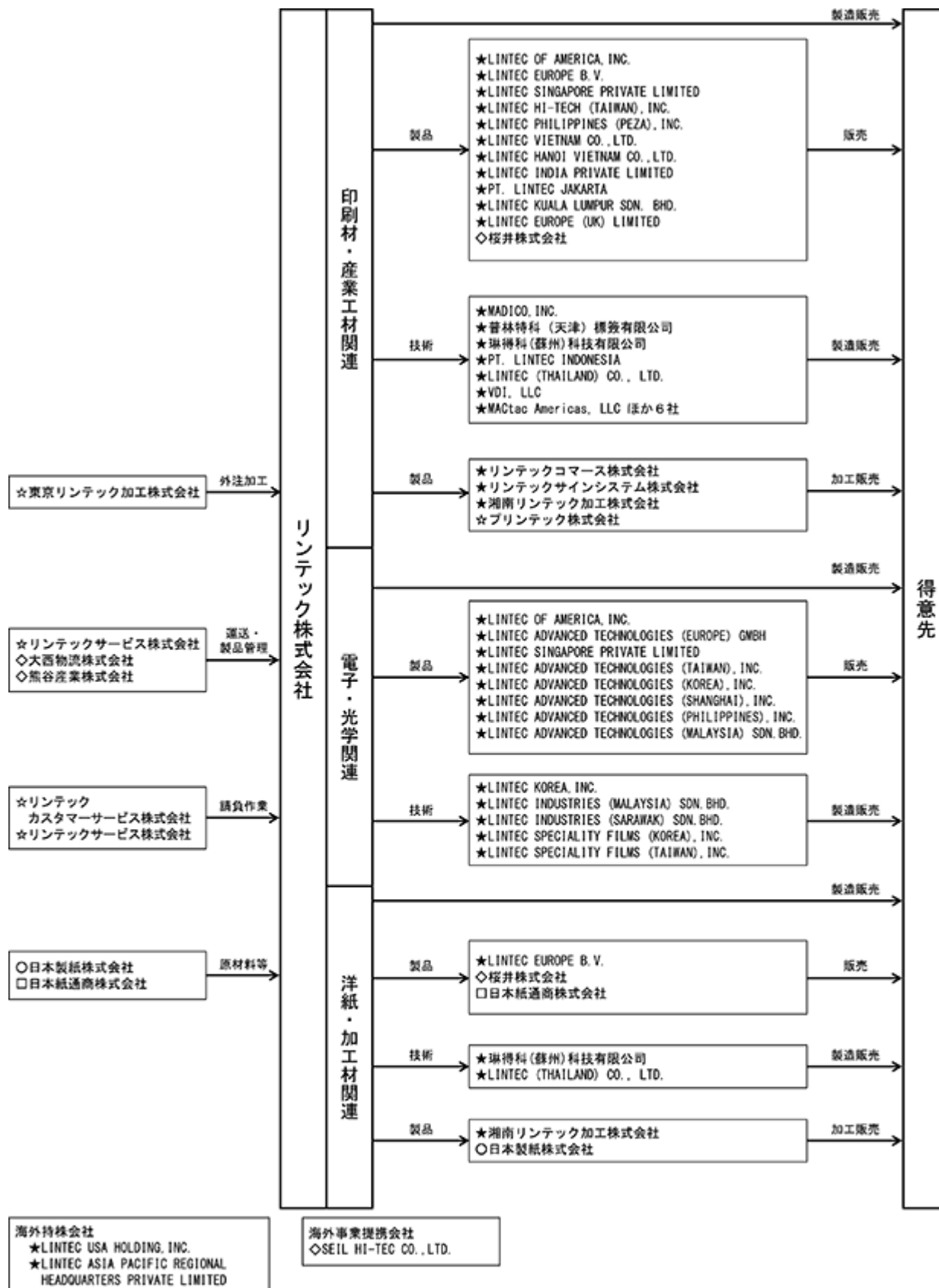
また、LINTEC USA HOLDING, INC. (連結子会社) は、MADICO, INC.、LINTEC OF AMERICA, INC.、VDI, LLCおよびMActac Americas, LLCほか6社の持株会社であり、LINTEC ASIA PACIFIC REGIONAL HEADQUARTERS PRIVATE LIMITED (連結子会社) は、ASEAN地域およびインドなどにおける事業を統括することを目的とした地域統括会社であります。

MActac Americas, LLCは持株会社であり、傘下に以下6社の連結子会社を所有しております。なお、同連結子会社はMActac Americas, LLCにより運営されております。

- Morgan Adhesives Company, LLC (米国)
- MACTAC CANADA ULC (カナダ)
- Electronic Printing Products, LLC (米国)
- Evergreen Mexico Holdings, LLC (米国)
- MActac Mexico, S.A. de C.V. (メキシコ)
- MActac Mexico Servicios, S.A. de C.V. (メキシコ)

このほか、当社は東京リンテック加工株式会社(非連結子会社)他へ外注加工、請負作業、運送・製品管理を委託しているほか、日本製紙株式会社(その他の関係会社)、日本紙通商株式会社(その他の関係会社の子会社)他へ当社製品を販売し、また、同会社から原材料等の仕入をしております。

事業の系統図は次のとおりであります。



★ 連結子会社
 ☆ 非連結子会社(持分法非適用)
 ◇ 関連会社(持分法非適用)
 ○ その他の関係会社
 □ その他の関係会社の子会社

(注) 下記の連結子会社は特定子会社であります。
 MACTac Americas, LLC
 LINTEC (THAILAND) CO., LTD.
 琳得科(蘇州)科技有限公司
 VDI, LLC
 LINTEC KOREA, INC.
 LINTEC ASIA PACIFIC REGIONAL HEADQUARTERS PRIVATE LIMITED

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社) リンテックコマース 株式会社	東京都台東区	百万円 400	印刷材・産業工 材関連	100.0		役員兼任1名
リンテックサインシステム 株式会社	東京都目黒区	百万円 40	印刷材・産業工 材関連	100.0		役員兼任2名
湘南リンテック加工 株式会社 (注)9	東京都文京区	百万円 18	印刷材・産業工 材関連及び洋 紙・加工材関連	83.3		役員兼任2名
LINTEC USA HOLDING, INC.	アメリカ マサチューセッツ州	US\$ 100	持株会社	100.0		MADICO, INC., LINTEC OF AMERICA, INC., VDI, LLC MActac Americas, LLC 株式の保有
MADICO, INC.	アメリカ マサチューセッツ州	US\$ 200,000	印刷材・産業工 材関連	100.0 (100.0)		役員兼任1名
LINTEC OF AMERICA, INC.	アメリカ アリゾナ州	US\$ 1,000	印刷材・産業工 材関連及び電 子・光学関連	100.0 (100.0)		
VDI, LLC (注)2	米国 ケンタッキー州	US\$ 25,759,398	印刷材・産業工 材関連	100.0 (100.0)		
MActac Americas, LLC ほか6社 (注)2、4、5	米国 オハイオ州	US\$ 306,149,190	印刷材・産業工 材関連	100.0 (100.0)		
LINTEC EUROPE B.V.	オランダ アムステルフェーン 市	EURO 81,680	印刷材・産業工 材関連及び洋 紙・加工材関連	100.0		
LINTEC EUROPE (UK) LIMITED (注)7	イギリス バッキンガムシャー 州	GBP 26,000	印刷材・産業工 材関連	100.0 (100.0)		LINTEC EUROPE B.V.の 子会社
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (EUROPE) GMBH	ドイツ ミュンヘン	EURO 250,000	電子・光学関連	100.0		
琳得科(蘇州) 科技有限公司 (注)2	中国蘇州市	US\$ 38,800,000	印刷材・産業工 材関連及び洋 紙・加工材関連	100.0		役員兼任1名
普林特科(天津) 標籤有限公司	中国天津市	百万円 1,024	印刷材・産業工 材関連	100.0		
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (SHANGHAI), INC.	中国上海市	US\$ 300,000	電子・光学関連	100.0		
LINTEC SPECIALITY FILMS (TAIWAN), INC.	台湾台南市	NT\$ 361,000,000	電子・光学関連	100.0		
LINTEC HI-TECH(TAIWAN), INC.	台湾台北市	NT\$ 10,000,000	印刷材・産業工 材関連	100.0		役員兼任1名
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (TAIWAN), INC.	台湾高雄市	NT\$ 146,500,000	電子・光学関連	100.0		
LINTEC KOREA, INC. (注)2	韓国忠清北道清州市	WON 25,000,000,000	電子・光学関連	100.0		
LINTEC SPECIALITY FILMS (KOREA), INC.	韓国平澤市	WON 12,000,000,000	電子・光学関連	100.0		役員兼任1名
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(KOREA), INC.	韓国ソウル市	WON 2,820,000,000	電子・光学関連	100.0		
PT. LINTEC INDONESIA	インドネシア ボゴール市	US\$ 17,000,000	印刷材・産業工 材関連	65.0		
PT. LINTEC JAKARTA	インドネシア ジャカルタ州	US\$ 300,000	印刷材・産業工 材関連	100.0 (100.0)		LINTEC ASIA PACIFIC REGIONAL HEADQUARTERS PRIVATE LIMITEDの 子会社
LINTEC ASIA PACIFIC REGIONAL HEADQUARTERS PRIVATE LIMITED (注)2	シンガポール	S\$ 63,205,812	地域統括会社	100.0		LINTEC (THAILAND) CO., LTD. 株式の保有(23.5%)
LINTEC SINGAPORE PRIVATE LIMITED	シンガポール	S\$ 500,000	印刷材・産業工 材関連及び電 子・光学関連	100.0 (100.0)		LINTEC ASIA PACIFIC REGIONAL HEADQUARTERS PRIVATE LIMITEDの 子会社
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (PHILIPPINES), INC.	フィリピン モンテナルバ市	PHP 10,596,600	電子・光学関連	100.0 (100.0)		LINTEC SINGAPORE PRIVATE LIMITEDの 子会社

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
LINTEC PHILIPPINES (PEZA), INC.	フィリピン カヴィテ州	PHP 9,300,000	印刷材・産業工 材関連	100.0 (100.0)		LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (PHILIPPINES), INC. の子会社
LINTEC (THAILAND) CO., LTD. (注) 2、8	タイ チャチェンサオ県	THB 2,144,590,000	印刷材・産業工 材関連及び洋 紙・加工材関連	100.0 (23.5)		役員兼任 1名
LINTEC VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム ビンズオン省	VND 26,098,979,000	印刷材・産業工 材関連	100.0 (100.0)		LINTEC ASIA PACIFIC REGIONAL HEADQUARTERS PRIVATE LIMITEDの 子会社
LINTEC HANOI VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム バクニン省	VND 20,828,000,000	印刷材・産業工 材関連	100.0 (100.0)		LINTEC VIETNAM CO.,LTD. の子会社
LINTEC INDIA PRIVATE LIMITED	インド ニューデリー市	INR 140,000,000	印刷材・産業工 材関連	100.0 (100.0)		LINTEC ASIA PACIFIC REGIONAL HEADQUARTERS PRIVATE LIMITEDの 子会社
LINTEC INDUSTRIES (MALAYSIA)SDN. BHD.	マレーシア ペナン州	RM 50,000,000	電子・光学関連	100.0		
LINTEC INDUSTRIES (SARAWAK)SDN. BHD.	マレーシア サラワク州	RM 2,384,300	電子・光学関連	100.0		
LINTEC KUALA LUMPUR SDN. BHD.	マレーシア クアラルンプール	RM 6,500,000	印刷材・産業工 材関連	100.0 (100.0)		LINTEC ASIA PACIFIC REGIONAL HEADQUARTERS PRIVATE LIMITEDの 子会社
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア マラッカ州	RM 500,000	電子・光学関連	100.0 (100.0)		LINTEC ASIA PACIFIC REGIONAL HEADQUARTERS PRIVATE LIMITEDの 子会社
(その他の関係会社) 日本製紙株式会社 (注) 6	東京都千代田区	百万円 104,873	洋紙・加工材関 連		31.0 (0.8)	役員兼任 2名

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2 特定子会社であります。
3 議決権の所有(被所有)割合の()内は間接所有割合です。
4 MACTac Americas, LLCは持株会社であり、傘下に以下 6 社の連結子会社を所有(すべて100%所有)してあります。なお、同連結子会社はMACTac Americas, LLCにより運営されております。
Morgan Adhesives Company, LLC (米国)
MACTAC CANADA ULC (カナダ)
Electronic Printing Products, LLC (米国)
Evergreen Mexico Holdings, LLC (米国)
MACTac Mexico, S.A. de C.V. (メキシコ)
MACTac Mexico Servicios, S.A. de C.V. (メキシコ)
5 . MACTac Americas, LLCについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 主要な損益情報等 | 売上高 | 35,871百万円 |
| | 経常損失() | 764百万円 |
| | 当期純損失() | 785百万円 |
| | 純資産額 | 33,558百万円 |
| | 総資産額 | 45,726百万円 |
- 6 日本製紙株式会社は有価証券報告書の提出会社であります。
7 平成29年9月22日付で LINTEC GRAPHIC FILMS LIMITED は LINTEC EUROPE (UK) LIMITED に社名変更いたしました。
8 平成29年11月1日付で LINTEC (THAILAND) CO., LTD. は LINTEC BKK PTE LIMITED と経営統合し、LINTEC BKK PTE LIMITED は解散いたしました。
9 平成29年12月1日付で富士ライト株式会社は湘南リンテック加工株式会社に社名変更いたしました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
印刷材・産業工材関連	2,335
電子・光学関連	1,397
洋紙・加工材関連	959
全社(共通)	103
合計	4,794

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,437	41.0	18.8	6,458,755

セグメントの名称	従業員数(名)
印刷材・産業工材関連	783
電子・光学関連	706
洋紙・加工材関連	845
全社(共通)	103
合計	2,437

(注) 1 従業員数は就業人員であります。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合はリンテックフォーレストと称し、加入者数1,977名でユニオンショップ制であります。
 また、一部の連結子会社において労働組合(組合員数366名)が組織されております。
 なお、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

会社の経営の基本方針

当社グループの経営理念は、社名の「リンテック」すなわち"リンケージ(結合)"と"テクノロジー"、および社是「至誠と創造」に裏付けされる人の和、技術開発力を基軸とし、国内・海外の業界において、だれからも信頼される力強い躍動感あふれる会社として社会に貢献し、株主各位・顧客・社員家族の期待にこたえる斬新な経営を推進するというものであります。

当社グループは、「粘・接着応用技術」「材料改質・機能化技術」「特殊紙・加工材製造技術」「システム化技術」という四つの固有技術を基盤とし、さらにそれらを高次元で融合させることによって、より差別化された独自性の高い製品創りを進めてまいります。また、高い倫理観のもと、CSRの精神を徹底し、社会から信頼される会社たるべく邁進してまいります。

中長期的な会社の経営戦略と会社の対処すべき課題

平成26年4月にスタートした3か年の中期経営計画「LIP-2016」では、「攻めの経営と間断なきイノベーションで成長軌道を取り戻す」という基本方針の下、国内事業の持続的な成長を図りつつ、経済発展が見込まれる国や地域での事業規模の拡大や、次世代を担う革新的新製品の創出、事業戦略をスピーディーに実現するためのM&Aの推進など、各重点テーマについて積極果敢に取り組んでまいりました。

引き続き、当社グループが将来にわたり持続的な成長・発展を遂げていくために、改めて新中期経営計画「LIP-2019」を策定し、平成29年4月からスタートさせております。

1. 「LIP-2019」の概要

新中期経営計画「LIP-2019」では、「LIP-2016」の成果と反省を踏まえて「イノベーションをさらに深化させ、新たな成長にチャレンジ」という基本方針を掲げ、各重点テーマに積極的に取り組んでまいります。

平成28年に買収した欧米3社との販売面・技術面での相乗効果を最大限に引き出していくことや、平成27年に完成させた研究開発本部の先端技術棟をフルに活用し、新製品投入のスピードアップや次世代を見据えた新素材の開発強化を図っていくことなど、取り組むべき課題は多岐にわたります。企業体質の強化や社会的課題への取り組みなども含め、グループ一丸となって新たな成長への挑戦を続けてまいります。

2. 「LIP-2019」の基本方針

「イノベーションをさらに深化させ、新たな成長にチャレンジ」

3. 重点テーマ

(1) 地域戦略の強化

国内におけるシェア拡大と新市場・新需要の開拓
アジア地域における戦略的投資と事業拡大
欧米における既存領域の拡大と、買収子会社との相乗効果の追求

(2) 新たな価値の創造

顧客ニーズを超える差別化製品の創出
市場の変化を先取りした次世代製品の開発

(3) 企業体質の強靱化

グループ会社の健全化と持続的な収益拡大
組織横断的な業務改革の推進
コスト構造改革のさらなる推進

(4) 持続可能な社会の実現に向けた取り組み

社会的課題の解決に寄与する事業活動の推進
働き方改革と多様な人材の育成・活躍促進

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式会社の支配に関する基本方針に基づく「大規模買付ルール」を、有効期間が満了となる平成30年6月21日開催の第124期定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

これに伴い株式会社の支配に関する基本方針も廃止いたしました。当社は廃止後においても、当社株式への大規模買付行為を行いまは行おうとする者に対しては、当社の企業価値および株主共同の利益を確保する観点から、関係する法令に従い、株主の皆様が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めてまいります。併せて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様の検討のために必要な時間と情報の確保に努めるものといたします。

また、仮に大規模買付行為に対する速やかな対抗措置を講じなければ、当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるおそれがあると合理的に判断されるときには、株主から経営を負託された当社取締役会の当然の責務として、関連する法令の許容する範囲内において、当該時点で最も適切と考えられる具体的な措置の内容を速やかに決定し、実行することにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保に努めるものといたします。

以下は平成30年3月31日現在における当社の株式会社の支配に関する基本方針であります。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号口（2））の一つとして、次の または に該当する買付またはその提案（以下、このような買付行為等を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）への対応方針として、大規模買付行為時における事前の情報提供に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を導入しております。

当社が発行する株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付

当社が発行する株券等について、公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合および

その特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

1. 大規模買付ルール継続の必要性

平成27年3月末現在の当社の株主構成上、株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性は低いと考えておりますが、今後、当社グループが成長していく過程で、資本市場からの資金調達を行う可能性もあり、その場合には株主の持株比率が希釈化されることとなります。また、近年、外国人持株比率が増加するなど、株式並びに株主の流動化が進む傾向も見られています。

このような情勢に鑑みると、株主、顧客、取引先、従業員その他利害関係者の利益を含む、当社の企業価値を毀損しひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあるといわざるをえません。

将来、既存株主に思わぬ損害が発生することを避けるために「大規模買付ルール」を継続すべきと考えております。

2. 大規模買付ルールに対する当社の基本的な考え方

当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様が判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、その前提として、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するためには、大規模買付者および当社取締役会双方からの適切な情報提供が不可欠であると考えております。逆に、株主の皆様が不十分な情報しか提供されないまま、大規模買付行為に応じるか否かの判断を迫られるような事態に陥ることは、株主共同の利益に反するものと考えております。

なかでも大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者が考える将来の経営方針や事業計画の内容等は、当社株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるかどうかを検討するうえで重要な判断材料であると考えられ、同様に、当社取締役会が大規模買付行為について評価、検討を行ったうえでどのような意見を有しているかということも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立脚し、株主の皆様が大規模買付者および当社取締役会双方からの適切な情報提供と、判断するための十分な時間を確保するため、下記「5. 大規模買付ルールの内容」で後述する「大規模買付ルール」を設定・開示し、大規模買付者に対して「大規模買付ルール」の遵守を求めるとともに、「大規模買付ルール」が遵守されない場合には、大規模買付者を株主共同の利益を害する者と判断し、当社取締役会として必要な対抗措置を講じる方針であります。

なお、「大規模買付ルール」の有効期限の延長につきましては、当社および当社株主の皆様にとって非常に重要な決定事項であり、株主総会決議にて行うべきと考えております。

3. 大規模買付ルールの合理性

当社取締役会は、「大規模買付ルール」が会社法施行規則第118条第3号八に定める要件、すなわち、
基本方針に沿うものであること
当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと
当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと
に該当していると判断しております。その理由は、次の各項目に記載するとおりであります。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

「大規模買付ルール」は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める次の三原則を全て満たしております。

企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則
事前開示・株主意思の原則
必要性・相当性確保の原則

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

「大規模買付ルール」は、上記「2. 大規模買付ルールに対する当社の基本的な考え方」に記載のとおり、株主の皆様に対し、大規模買付者および当社取締役会双方からの適切な情報と、判断するための時間を確保し、また、当社が株主の皆様のために大規模買付者と交渉等を行うことを可能とするために定めているものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的として導入しているものであります。

(3) 株主の意思を重視するものであること

「大規模買付ルール」は、株主総会にて導入・廃止・有効期限の延長を行うものであり、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

「大規模買付ルール」では、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを排除するため、弁護士・公認会計士・学識経験者・実績ある会社経営者、上場取引所の基準において独立性があると認められる社外役員等、当社取締役会で選任された委員3名以上で構成された独立委員会を設置いたします。

また、独立委員会による勧告は必ず公表することにしており、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するため、株主の皆様には公正な判断を下せるよう、透明性を高める運営の仕組みを構築しております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

「大規模買付ルール」は、下記「6. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり合理的かつ客観的な発動要件が充たされない限り、対抗措置が発動されないように規定しており、独立委員会による勧告など、当社取締役会によって恣意的な発動がなされることを排除するための仕組みを確保しております。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策でないこと

「大規模買付ルール」は、下記「8. 大規模買付ルールの有効期限」に記載のとおり、当社取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者等が自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される当社取締役会により廃止することが可能です。従って「大規模買付ルール」は、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではございません。

また、当社は期差任期制を採用しておりませんので、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができずにその発動を阻止するのに時間を要する、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもございません。

4. 当社グループの企業価値の向上のために行う取り組み

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループの経営理念は、社名の「リンテック」すなわち"リンケージ(結合)"と"テクノロジー"、および社は「至誠と創造」に裏付けされる人の和、技術開発力を基軸とし、国内・海外の業界において、誰からも信頼される力強い躍動感あふれる会社として社会に貢献し、株主各位・顧客・社員家族の期待にこたえる斬新な経営を推進するというものであります。

当社グループは、「粘着応用技術」「表面改質技術」「特殊紙・剥離材製造技術」「システム化技術」という四つの固有技術を基盤とし、さらにそれらを高次元で融合させることによって、より差別化された独自性の高い製品創りを進めてまいります。また、高い倫理観のもと、CSRの精神を徹底し、社会から信頼される会社たるべく邁進してまいります。

(2)中長期的な会社の経営戦略と会社の対処すべき課題

当社グループは、平成29年4月から平成32年3月までの3か年を対象とする中期経営計画「LINTEC INNOVATION PLAN 2019 (LIP 2019)」を策定し、スタートさせております。

その概要については、上記「中長期的な会社の経営戦略と会社の対処すべき課題」を参照ください。

(3)コーポレート・ガバナンスの充実・強化のための取り組み

当社グループは、法令遵守を徹底し、経営の透明性、企業倫理の意識を高め、迅速な意思決定および効率的な業務執行を行っていくことが、コーポレート・ガバナンスの基本と考え、その充実・強化を通じて当社グループの企業価値および株主共同利益の更なる向上を目指してまいります。

その具体的な取り組みとして、取締役の任期を1年とし、株主の皆様に対する取締役の責任を明確にしているほか、平成23年6月24日開催の当社第117期定時株主総会および同日開催の当社取締役会において執行役員制度を導入し、経営の重要な意思決定を行う取締役と業務の執行を行う執行役員とを分離いたしました。これにより、取締役会の活性化、意思決定の迅速化を通して経営の効率化を図っております。

また、取締役会の監督機能を強化するため、平成27年6月24日開催の当社第121期定時株主総会において監査等委員会設置会社に移行いたしました。コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と経営のさらなる効率化を目指してまいります。

なお、当社においては、上場取引所の基準において独立性の認められる社外取締役が複数おります。

5. 大規模買付ルールの内容

(1)意向表明

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称および住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要並びに、「大規模買付ルール」に従う旨の誓約を明示した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

なお、意向表明書における使用言語は日本語に限りません。

(2)情報提供

次に、当社取締役会は、かかる意向表明書の受領後7営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社への提供を求める必要情報のリストを交付します。大規模買付者に提供を求める情報は、当社株主の皆様との適切な判断ならびに当社取締役会および下記「6. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」で後述する独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）による適切な評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）とします。大規模買付者には、本必要情報のリストの受領後、速やかに本必要情報を書面にて当社取締役会に対して提供していただくこととし、当社取締役会は本必要情報の記載書面を受領後、直ちに独立委員会にも提供いたします。

なお、本必要情報の記載書面における使用言語は日本語に限りません。

(3)情報提供の内容

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、主な項目は以下のとおりであります。

大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大規模買付行為の目的および具体的内容

大規模買付行為における当社株式等の取得対価の算定根拠、取得資金の裏付け並びに資金調達の具体的内容および条件

大規模買付行為の完了後に想定している当社の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、労務政策および資産活用策

大規模買付行為の完了後における従業員、取引先、その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針

なお、大規模買付者に当初提供していただいた情報が、大規模買付行為に関する当社株主の皆様との適切な判断または当社取締役会もしくは独立委員会による適切な評価・検討のための情報として不十分と認められる場

合には、当社取締役会は、合理的な回答期限（60日間を上限とします。）を定め、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点でその全部または一部を開示いたします。

また、本必要情報の提供が完了したとき、当社取締役会は、大規模買付者にその旨通知するとともに、その事実を開示いたします。

(4) 評価期間

次に当社取締役会は、大規模買付行為の評価、検討の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による大規模買付行為の評価、検討、大規模買付者との条件に関する交渉、大規模買付行為に対する意見形成、代替案の立案等のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後に開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じて外部専門家の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。

(5) 交渉・代替案の提示

当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することがあります。

6. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により、「大規模買付ルール」が遵守されなかった場合には、独立委員会は当社取締役会に対して発動の勧告をするものといたします。当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。その場合に具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。なお、対抗措置として新株予約権を発行する場合の概要は下記のとおりとし、かかる新株予約権には対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件などを設けることがあります。

新株予約権割当の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会において定める割当日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の数は、定款に規定される発行可能株式総数から発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

発行する新株予約権の数

発行する新株予約権の数は、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

新株予約権の払込価額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

新株予約権の行使条件等

大規模買付者等に行使を認めないこと等を行使の条件として定めることがある。

また、取得条項および取得条件を設けることがあり、大規模買付者その他の株主とで、取得の対価等に関し、異なる取り扱いをすること、あるいは大規模買付者が保有する新株予約権は取得の対象としないことがある。

なお、大規模買付者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、新株予約権の行使期間、取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が定めるものとする。

また、大規模買付者が「大規模買付ルール」を遵守したか否かを判断するに当たっては、大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合など、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、当社取締役会が提供を求めた必要情報の一部が大規模買付者より提供されていないことのみをもって、大規模買付者による「大規模買付ルール」の不遵守を認定することはしないものいたします。

(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が「大規模買付ルール」を遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。もっとも「大規模買付ルール」が遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合、例えば、

大規模買付行為の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式等を当社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

大規模買付行為の目的が、主として会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合

大規模買付行為の目的が、主として会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合

大規模買付行為の目的が、主として会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等の高値売り抜けをすることにある場合

大規模買付行為の方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで、公開買付等の株式等の買付を行うことをいいます。）等の、当社株主の判断の機会または自由を制約し、事実上当社株主に当社の株式等の売却を強要するものである場合

大規模買付行為の結果、当社の従業員・取引先・顧客その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって当社株主全体の利益が著しく毀損されることが合理的な根拠をもって判断される場合

などについては、当社取締役会は当社株主の皆様を守るため、例外的に適切と考える方策を取ることがあります。当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を踏まえたうえで、対抗措置を発動することの適否について独立委員会に必ず諮問することとし、かかる独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告することといたします。独立委員会の行った勧告は公表することとし、当社取締役会にかかる勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動を決議し、その内容を公表するものいたします。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後、または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や対抗措置を発動するか否かの判断の前提になった事実関係等に変動が生じた場合は、当社取締役会は独立委員会に諮問し、その勧告を受け、株主共同の利益を守るために発動した対抗措置を維持することが相当ではないと判断した場合は、対抗措置を中止または発動の停止をするものとし、その内容を公表いたします。

7. 独立委員会

当社取締役会は、「大規模買付ルール」を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを排除し、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会を設置します。独立委員会は、公正

で中立的な判断を可能とするため、弁護士・公認会計士・学識経験者・実績ある会社経営者、上場取引所の基準において独立性の認められる社外役員等、当社取締役会で選任された委員3名以上で構成されます。

当社取締役会は、意向表明書が提出されたとき、または大規模買付行為の動向が明らかになったときに独立委員会を招集し、大規模買付者が「大規模買付ルール」を遵守しているかどうかのチェックや、対抗措置発動の適否などを諮問し、独立委員会は、次の から の諮問を受けた事項について、原則として取締役会評価期間内に当社取締役会に対して勧告を行います。

- 大規模買付ルールを遵守しているか否かの判断
- 大規模買付行為の該当性の判断
- 対抗措置の発動または不発動
- 対抗措置の発動の中止または停止
- 対抗措置の発動または不発動における各種条件の設定
- その他当社取締役会が独立委員会に諮問すべきと決議した事項

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後、または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止したときや対抗措置を発動するか否かの判断の前提になった事実関係等に変動が生じたときは、当社取締役会は独立委員会を招集し、対抗措置の発動の中止や停止の適否などを諮問し、独立委員会は当社取締役会に対して勧告を行います。

独立委員会は、大規模買付者が提供した本必要情報に不足があるとき、または提供された情報につき補足の情報が必要であると判断したときは、直接または当社取締役会を通じて大規模買付者に対し、合理的に必要と考える情報の提供を求めることができるものいたします。

独立委員会が上記勧告を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえ、独立委員会が独自の判断で行うものいたします。また、独立委員会は、必要に応じて当社の費用により独立した第三者である専門家の助言を得ることができるものいたします。

対抗措置の発動または不発動、対抗措置の発動の中止や停止は、最終的には当社取締役会の決定事項となりますが、当社取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続きを経なければならないものとするにより、独立委員会が当社取締役会の判断の公正さを確保する手段として機能するよう位置づけております。

8. 大規模買付ルールの有効期限

「大規模買付ルール」の有効期限は、平成27年6月24日開催の定時株主総会の日から平成30年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。ただし、当該株主総会において「大規模買付ルール」の継続が承認決議された場合、かかる有効期限はさらに3年延長されるものとし、以後も同様といたします。

なお、有効期限の到来前であっても、当社株主総会または当社取締役会において「大規模買付ルール」を廃止する旨の決議がなされた場合は、「大規模買付ルール」はその時点で廃止されるものいたします。

また、当社取締役会は、有効期限の到来前であっても、企業価値および株主価値向上の観点から、会社法を含めた関係法令の整備等を踏まえ、「大規模買付ルール」を随時見直し、当社株主総会の承認決議を得て、「大規模買付ルール」の改定を行うことがあります。

その場合には、その変更内容を速やかにお知らせいたします。

9. 株主に与える影響等

(1)大規模買付ルールが株主に与える影響等

「大規模買付ルール」は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えております。従いまして、「大規模買付ルール」の設定は、当社株主の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主の皆様が利益に資するものであると考えております。

(2)対抗措置発動時に株主に与える影響等

当社取締役会は、当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（「大規模買付ルール」を遵守しなかった大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被

ような事態が生じることは想定しておりません。なお、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、当社は、新株予約権の割当の基準日や新株予約権の割当の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回したり、大規模買付行為の条件等を変更するなどの事情により、対抗措置の発動の中止または停止を当社取締役会が決議したときは、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がございます。

2 【事業等のリスク】

当社及び当社グループの事業に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがありますが、以下の内容は、予想される主なリスクを具体的に例示したものであり、すべてのリスクではありません。

(1) 経済情勢の変動

当社グループの事業は、あらゆる産業に展開しており、国内外の経済情勢の影響を直接及び間接的に受けます。今後の経済情勢の動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の新規事業分野であるIT関連事業においては、世界のIT産業の動向の影響を直接受けます。今後のIT産業の動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 販売価格の変動

当社グループが事業を展開する市場は、国内外において厳しい競争状態にあり、十分な利益を確保するに足る販売単価の維持や、販売シェアの確保が出来ない場合があります。コスト削減による利益の維持ときめ細かい顧客サービスによるシェアの回復が困難である場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 原材料等価格の変動

当社グループは、製紙用パルプや各種石化製品などを原材料、燃料として多く使用しており、その価格は在庫水準や需給バランスによって変動する市況製品であります。原材料等の購入に際しては、市況動向を見極めた発注に努めてはおりますが、価格の急激な変動によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 為替相場の変動

当社グループは、海外からの外貨建てによる資材の調達、海外への外貨建ての販売及び海外を含むグループ会社間でのファイナンスを行っており、為替相場の変動によっては当社グループの業績へ影響を及ぼす可能性があります。

(5) 海外事業展開について

当社グループは、世界各地で生産・事業展開を進めております。これらの国において次のような事象が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

テロ、政変、クーデター等による政情不安と治安悪化

従業員のスト、ボイコット等による労働争議の発生

電力、用水、通信等のインフラの障害

伝染病の発生

その他予期せぬ税制、外為、通関等に関する法律、規制の変更など不測の事象

文化や商慣習の違いによる売掛金回収、取引先との関係における問題の発生

(6) 新製品開発について

当社グループは、総合技術力で市場ニーズに対応し、競争力のある高付加価値製品を市場に投入していくことを目標に研究開発を推進しており、研究スタッフの増員や、産学共同研究等への経営資源投入を強化しております。

しかしながら、このような研究開発への経営資源の投入が必ずしも新製品の開発さらには営業収入の増加に結びつくとは限らず、開発期間が長期に亘ったことなどにより、開発を中止せざるを得ないような事象が発生した場合は、製品開発コストを回収できず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 知的財産権について

当社グループは、独自に蓄積してきた様々な製造技術について国内外において必要な知的財産権保護手続きを行っておりますが、法的制限だけでは完全な保護は不可能であり、取得した権利を適切に保護できない場合があります。また、当社グループの製品に関して第三者より知的財産権侵害の提訴を受ける場合があります。このような場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 重要な訴訟等について

当社グループが国内外で事業活動を行うにあたり、製造物責任（PL）関連、環境関連、知的所有権関連等に関し、訴訟その他の請求が提起される可能性があり、その内容によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 法規制について

当社グループが事業活動を展開する各国において、各種法規制の適用を受けております。これらの規制の遵守に努めておりますが、規制の強化または変更がなされた場合には、当社グループの事業活動が制限されたり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当連結会計年度における世界経済は、米国では企業業績や個人消費の改善により景気拡大基調が持続し、欧州においても緩やかな回復基調が継続しました。中国をはじめとするアジア地域では内需や輸出の増加などを背景に景気は持ち直しの動きが続きました。一方、我が国においては、好調な外需などにより企業業績が改善したことに加え、雇用環境の改善を背景に個人消費も緩やかに持ち直すなど、総じて堅調に推移しました。

このような経営環境の中、当社グループでは新中期経営計画「LIP-2019」を昨年4月からスタートさせ、「イノベーションをさらに深化させ、新たな成長にチャレンジ」という基本方針の下、重点テーマに積極的に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、アドバンストマテリアルズ事業部門が好調に推移したことに加え、一昨年末に買収した欧米子会社の売上高37,654百万円（前年同期2,793百万円）が加わったことにより249,030百万円（前年同期比20.9%増）となりました。

営業利益は、原燃料価格の上昇や固定費の増加などの減益要因はあったものの、販売数量の増加や原価低減の効果などの増益要因により20,095百万円（前年同期比21.1%増）となりました。

経常利益は、為替差損が増加したことなどにより18,389百万円（前年同期比17.2%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、米国連結子会社Madico, Inc.において経営合理化に伴う事業構造改善引当金繰入額1,024百万円を、また、米国連結子会社VDI, LLCにおいて買収時に想定した事業計画の業績を下回る見込みであることから、のれんの減損損失1,041百万円をそれぞれ特別損失に計上したことなどもあり11,257百万円（前年同期比1.7%減）となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりです。

〔印刷材・産業工材関連〕

当セグメントの売上高は121,691百万円（前年同期比42.1%増）、営業利益は3,040百万円（同81.8%増）となりました。当セグメントの事業部門別の売上げの概況は次のとおりです。

（印刷・情報材事業部門）

シール・ラベル用粘着製品については、国内では粘着紙は天候不順の影響を受け食品関連が低調であったものの、医薬・物流関連が堅調に推移し、粘着フィルムは飲料用キャンペーンラベルや化粧品などのアイキャッチラベル需要によって順調に推移しました。海外ではアセアン地域において堅調であったほか、一昨年末に買収した欧米子会社の売上げが加わりました。この結果、当事業部門の売上高は87,132百万円（前年同期比58.2%増）となりました。

（産業工材事業部門）

国内で通販向け装置が堅調であったほか、二輪を含む自動車用粘着製品やウインドーフィルムがアジア地域において堅調に推移しました。また、一昨年末に買収した欧米子会社の売上げが加わりました。この結果、当事業部門の売上高は34,558百万円（前年同期比13.1%増）となりました。

〔電子・光学関連〕

当セグメントの売上高は88,882百万円（前年同期比6.8%増）、営業利益は11,972百万円（同30.8%増）となりました。当セグメントの事業部門別の売り上げの概況は次のとおりです。

（アドバンストマテリアルズ事業部門）

半導体関連粘着テープおよび関連装置は、スマートフォン用やクラウドサーバー用などの需要が好調であったことにより大幅に増加しました。また、積層セラミックコンデンサ関連テープについても、スマートフォン用や自動車用などの需要が好調であったことにより増加しました。この結果、当事業部門の売上高は51,633百万円（前年同期比20.0%増）となりました。

（オプティカル材事業部門）

液晶ディスプレイ関連粘着製品は、販売数量は堅調に推移したものの、品種構成と販売単価下落の影響を大きく受けました。この結果、当事業部門の売上高は37,249百万円（前年同期比7.3%減）となりました。

〔洋紙・加工材関連〕

当セグメントの売上高は38,456百万円（前年同期比3.6%増）、営業利益は4,996百万円（同13.4%減）となりました。当セグメントの事業部門別の売り上げの概況は次のとおりです。

（洋紙事業部門）

工業用特殊紙や耐油紙が堅調であったものの、主力のカラー封筒用紙が低調に推移しました。この結果、当事業部門の売上高は16,441百万円（前年同期比0.1%減）となりました。

（加工材事業部門）

FPCカバーレイ用剥離紙や光学関連製品用剥離フィルムが好調であったほか、合成皮革用工程紙も堅調に推移しました。この結果、当事業部門の売上高は22,015百万円（前年同期比6.6%増）となりました。

平成31年3月期の連結業績予想は、原燃料価格の上昇や固定費の増加が予想されますが、さらなる拡販や原価低減に努めていくほか、業績が低迷していた海外グループ会社の改善も見込んでいます。以上のことから、売上高は2,570億円（当期比3.2%増）、営業利益は230億円（同14.5%増）、経常利益は220億円（同19.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は160億円（42.1%増）を予想しております。

（2）財政状態の状況

〔資産〕

当連結会計年度末の総資産は、当連結会計年度末日が金融機関の休日であった影響などにより、前連結会計年度末に比べて18,536百万円増加の292,735百万円となりました。主な増減要因は以下のとおりです。

・「現金及び預金」の増加	13,554百万円
・「受取手形及び売掛金」の増加	5,789百万円
・「たな卸資産」の増加	3,921百万円
・「有形固定資産」の増加	1,465百万円
・「のれん」の減少	5,369百万円

〔負債〕

当連結会計年度末の負債は、当連結会計年度末日が金融機関の休日であった影響などにより、前連結会計年度末に比べて10,806百万円増加の106,314百万円となりました。主な増減要因は以下のとおりです。

・「支払手形及び買掛金」の増加	9,620百万円
・「短期借入金」の増加	1,709百万円
・「長期借入金」の減少	3,399百万円

〔純資産〕

当連結会計年度末の純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益の増加などにより、前連結会計年度末に比べて7,729百万円増加の186,420百万円となりました。主な増減要因は以下のとおりです。

・「利益剰余金」の増加	6,495百万円
・「為替換算調整勘定」の増加	1,201百万円

（3）キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は55,042百万円となり、前連結会計年度末に比べて13,757百万円の増加となりました。当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比較して2,457百万円増加の26,819百万円となりました。主な増減要因は以下のとおりです。

・「税金等調整前当期純利益」の増加	1,268百万円
・「減価償却費」の増加	1,564百万円
・「のれん償却額」の増加	3,112百万円
・「売上債権の増減額」の減少	3,664百万円
・「たな卸資産の増減額」の減少	4,495百万円
・「仕入債務の増減額」の増加	5,497百万円
・「減損損失」の増加	1,007百万円

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比較して40,845百万円増加の 7,532百万円となりました。主な増減要因は以下のとおりです。

・「定期預金の預入による支出」の増加	3,266百万円
・「定期預金の払戻による収入」の減少	4,065百万円
・「有形固定資産の取得による支出」の増加	4,964百万円
・「連結の範囲の変更を伴う子会社株式及び子会社持分の取得による支出」の増加	36,601百万円

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比較して11,621百万円減少の 6,363百万円となりました。主な増減要因は以下のとおりです。

・「短期借入金の純増減額」の増加	3,441百万円
・「長期借入れによる収入」の減少	20,850百万円
・「長期借入金の返済による支出」の増加	6,194百万円

また、資本の財源及び資金の流動性につきましては、営業キャッシュ・フロー内において、主な設備投資や借入金の返済などを実施しており、自己キャッシュ・フローにより流動性は確保できております。

(4) 生産、受注及び販売の実績

〔生産実績〕

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
印刷材・産業工材関連	86,585	53.5
電子・光学関連	60,983	4.2
洋紙・加工材関連	43,055	4.3
合計	190,624	22.0

(注) 1 セグメント間およびセグメント内の取引が多様で、各セグメントの生産高を正確に算出することが困難であるため、概算金額を表示しております。また、セグメント間の内部振替高に伴う生産高を含めておりません。

2 金額は、製造原価によっております。

3 金額の表示には消費税等は含まれておりません。

4 平成28年10月にVDI, LLCの全持分を、平成28年12月にMACTac Americas, LLCの全持分を取得し連結子会社としたことにより、「印刷材・産業工材関連」の生産高が著しく増加しております。

〔受注実績〕

製品及び商品の大部分が受注即出荷となりますので、受注状況は販売実績とほぼ同じであります。

〔販売実績〕

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
印刷材・産業工材関連	121,691	42.1
電子・光学関連	88,882	6.8
洋紙・加工材関連	38,456	3.6
合計	249,030	20.9

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 金額の表示には、消費税等は含まれておりません。
3 平成28年10月にVDI, LLCの全持分を、平成28年12月にMACTac Americas, LLCの全持分を取得し、また、平成28年11月にLintec Graphic Films Limited(現 LINTEC EUROPE (UK) LIMITED)の全株式を取得し連結子会社としたことにより、「印刷材・産業工材関連」の販売高が著しく増加しております。
4 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、当連結会計年度については、総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
住友化学㈱	22,210	10.8		

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループは、粘着応用技術、特殊紙・剥離材製造技術、表面改質技術ならびにシステム化技術を基盤に、印刷・情報材料、産業工業材料、半導体関連材料、光学機能材料などの多岐にわたる製品の開発・製造・販売を行っており、その研究開発活動の大部分を提出会社である当社が行っております。当期は、前期に引き続き、中・長期研究開発計画に基づいた技術開発ならびに新製品開発活動、特に機能性材料の素材開発とその加工技術開発に積極的に取り組み、ユーザーニーズを重視したマーケット対話型の研究開発に努めてまいりました。

また、当社グループの海外における研究機関であるNano-Science & Technology Center(米国テキサス州)では、近未来の新製品創出に向けて、カーボンナノチューブ関連や人工筋肉関連の研究とそれぞれの応用開発に取り組んでおります。

当連結会計年度における当社グループ全体での研究開発費の総額は7,925百万円となりました。

なお、セグメント別の主な研究開発活動の状況は次のとおりです。

(印刷材・産業工材関連)

(1) 印刷・情報材料分野

多様化する用途に適したラベル素材をタイムリーに提供することを目指し、顧客の要求特性を実現する機能性ラベル素材の開発を継続しています。当期は、超強粘着ラベル素材や非転着タイプの改ざん防止用ラベル素材、三次曲面追従ラベル素材などを開発し、サンプルワークを開始しました。

(2) 産業工業材料分野

さまざまな産業用・工業用の機能性粘着素材の開発を継続しています。当期は、映り込みを低減する建物用ウインドーフイルムを開発しました。夜間に室内から屋外を見た際の映り込みや、ショーウインドーの光の反射を低減し、良好な視界を確保します。また、トラックの荷台など波形の被着面に最適な強粘再剥離型のデジタルプリント対応ビジュアルマーキングフィルムや、自動車の塗装面を汚れや傷から守る保護フィルムも開発しました。

その他の研究開発活動を含め、当セグメントの研究開発費は2,980百万円となりました。

(電子・光学関連)

(1) 半導体関連材料分野

LSIチップの薄型化を可能にするDBG (Dicing Before Grinding) システムとダイシング・ダイボンディング機能を有するLEテープを融合したDBG+LEシステムの開発を進め、LSIチップの多積層化やソリッドステートドライブ (SSD) への適応など、LSIパッケージの高密度化に貢献しています。

スマートフォンなどの電子機器の高機能化に伴い、 bumps電極によるフリップチップ接合の半導体パッケージが普及する中、さまざまな高さの bumpsに対応するバックグラウンド用ウェハ表面保護テープの開発をさらに進めました。また、薄型ウェハが使用されるインテリジェントセンサーや3D NANDフラッシュメモリの製造に不可欠な高機能ダイシングテープ、ウェハ表面保護テープ、ダイシング・ダイボンディングテープの開発・改良を通じて、IoT (Internet of Things) 社会拡大の一翼を担っています。

(2) 光学機能材料分野

さまざまなディスプレイに用いられている各種光学フィルムやタッチパネル、ガラス飛散防止対策フィルムなどに用いられる粘着剤と機能性コート剤の開発を継続しています。大型テレビやタブレット、スマートフォンの表示部に用いられるLCDやOLEDディスプレイをはじめ、車載ディスプレイ用のプラスチックパネルに対する耐ブリストア性や耐湿熱白化性を付与した機能性粘着剤の拡販が進んでいます。また、タッチセンサーに使用されるITOや銅メッシュ、銀ナノワイヤーなどの腐食を抑制し、かつ紫外線とブルーライトの遮蔽性を兼ね備えた機能性粘着剤などの開発により、ディスプレイの世代交代に対応しています。

さらに、光の拡散領域を制御可能な特殊光拡散フィルムは、その用途や顧客要求にマッチした特性へのカスタマイズにより優位性を発現し、反射型ディスプレイのほか、プロジェクションスクリーンや反射型サインとしての試験運用が活発になってきています。中でもプロジェクションスクリーンは既存構造物の側面に設置可能で、東京オリンピック・パラリンピックでの普及が見込まれています。

その他の研究開発活動を含め、当セグメントの研究開発費は3,665百万円となりました。

(洋紙・加工材関連)

靴やかばんなどに使われる合成皮革の製造工程で使用される合成皮革用工程紙は、合成皮革の表面に柄や光沢感を付与する工程用剥離紙です。当期は、従来のエンボス柄に加えソフトな手触りと陰影による立体感を特徴とする新柄を開発し、車両内装用途を中心に積極提案しました。また、エンボス柄以外にもさまざまな光沢感やツヤを付与できる工程紙の開発を進めています。

剥離紙や剥離フィルムに使われる剥離処理剤は、極薄膜である必要性からこれまで有機溶剤希釈による塗布が主流でした。しかし、環境保全が強く求められるようになった昨今、当社としても積極的に無溶剤化などによるVOC排出量の低減に取り組んでおり、当期はその処方開発にも注力しました。引き続き、無溶剤化された剥離紙の展開を推進してまいります。

その他の研究開発活動を含め、当セグメントの研究開発費は1,278百万円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は10,054百万円となりました。その主な内容は次のとおりであります。

- 1 三島工場において、建物耐震化・調整工程合理化工事に引き続き着手し、完了しました。
- 2 平塚事業所において、再構築計画に伴う工事に引き続き着手し、完了しました。
- 3 三島工場において、剥離フィルム塗工設備の増設工事に引き続き着手し、完了しました。
- 4 熊谷工場において、剥離紙塗工設備の増設工事に引き続き着手しました。
- 5 吾妻工場において、剥離フィルム塗工設備の増設工事に着手しました。
- 6 MADICO, INC.において、生産拠点再構築に伴う土地・建物を取得しました。
- 7 MADICO, INC.において、生産拠点再構築に伴う工事に着手しました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千 ㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (東京都板橋区) (注)2		建物等	739	1	422 (4)	176	20	1,360	174
飯田橋オフィス (東京都文京区) 他東日本地区3支店	印刷材・産業工材 関連 電子・光学関連 洋紙・加工材関連	建物等	175	248	138 (2)	6	8	576	316
大阪支店 (大阪市西区) 他西日本地区5支店	印刷材・産業工材 関連 電子・光学関連 洋紙・加工材関連	建物等	211	8	368 (3)	0	5	595	164
吾妻工場 (群馬県吾妻郡東吾妻 町)	印刷材・産業工材 関連 電子・光学関連	生産設備	4,654	1,778	929 (86)	10	145	7,517	297
熊谷工場 (埼玉県熊谷市)	洋紙・加工材関連	生産設備	3,615	4,203	283 (116)	0	55	8,157	349
東京リンテック加工 (埼玉県蕨市) (注)4	印刷材・産業工材 関連	生産設備	887	270	33 (15)	0	4	1,196	
湘南リンテック加工 (神奈川県平塚市) (注)5	印刷材・産業工材 関連 洋紙・加工材関連	加工設備	1,730	154	833 (11)	0	24	2,742	
千葉工場 (千葉県匝瑳市)	印刷材・産業工材 関連	生産設備	751	349	594 (22)	6	17	1,720	85
龍野工場 (兵庫県たつの市)	印刷材・産業工材 関連	生産設備	1,930	2,241	737 (61)	12	31	4,953	171
新宮事業所 (兵庫県たつの市) (注)3	電子・光学関連	生産設備	2,144	1,878	391 (9) [3]	3	80	4,496	135
三島工場 (愛媛県四国中央市)	洋紙・加工材関連	生産設備	3,582	3,514	1,867 (110)	26	94	9,085	289
小松島工場 (徳島県小松島市) (注)3	洋紙・加工材関連	生産設備	181	740	[25]	0	28	950	87
伊奈テクノロジー センター (埼玉県北足立郡 伊奈町)	印刷材・産業工材 関連 電子・光学関連	生産設備	527	92	598 (6)	9	25	1,254	120
研究所 (埼玉県蕨市) (埼玉県さいたま市)	印刷材・産業工材 関連 電子・光学関連 洋紙・加工材関連	研究開発 設備	3,441	953	892 (9)	17	148	5,453	250

(2) 国内子会社

平成30年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千 ㎡)	リース 資産	その他	合計	
湘南リン テック加工 株	神奈川県 平塚市	印刷材・産 業工材関連 洋紙・加工 材関連	加工設備		17	6 (0)	2	1	27	79

(3) 在外子会社

平成30年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千 ㎡)	リース 資産	その他	合計	
MADICO, INC.	アメリカ	印刷材・産 業工材関連	生産設備	311	321	167 (35)		56	857	139
VDI, LLC	アメリカ	印刷材・産 業工材関連	生産設備	198	1,281	45 (18)		1	1,527	34
MACTac Americas, LLC ほか6社	アメリカ ほか	印刷材・産 業工材関連	生産設備	1,120	2,940	525 (402)		134	4,720	537
普林特科(天 津)標簽有限公 司(注)3	中国	印刷材・産 業工材関連	生産設備	203	174	[4]	4	3	386	93
琳得科(蘇州) 科技有限公司 (注)3	中国	印刷材・産 業工材関連 洋紙・ 加工材関連	生産設備	990	865	[70]		88	1,944	211
LINTEC SPECIALITY FILMS (TAIWAN), INC. (注)3	台湾	電子・ 光学関連	生産設備	470	364	[10]		76	911	93
LINTEC SPECIALITY FILMS (KOREA), INC. (注)3	韓国	電子・ 光学関連	生産設備	12	198	11 (0) [5]		12	234	127
LINTEC KOREA, INC. (注)3	韓国	電子・ 光学関連	生産設備	1,484	199	[50]	2	97	1,783	89
PT. LINTEC INDONESIA	インドネシ ア	印刷材・産 業工材関連	生産設備	159	153	163 (43)		59	536	118
LINTEC INDUSTRIES (SARAWAK) SDN. BHD. (注)3	マレーシア	電子・ 光学関連	生産設備	14	9	[2]	2	1	27	25
LINTEC INDUSTRIES (MALAYSIA) SDN. BHD. (注)3	マレーシア	電子・ 光学関連	生産設備	329	94	[32]		5	429	100
LINTEC (THAILAND) CO., LTD.	タイ	印刷材・産 業工材関連 洋紙・ 加工材関連	生産設備	1,074	1,432	775 (47)	7	58	3,348	173

- (注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。
 2 連結子会社以外への主要な賃貸設備(建物及び構築物、土地)を含んでおります。
 3 土地及び建物の一部を賃借しており、年間賃借料は221百万円であります。賃借している土地の面積につ
 いては、[]で外書きしております。
 4 東京リンテック加工株(非連結子会社)が使用している設備であります。
 5 湘南リンテック加工株(連結子会社)が使用している設備であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1)重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	投資予算額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
				総額	既支払額			
提出会社	熊谷工場 (埼玉県 熊谷市)	洋紙・加工材関連	生産設備	百万円 2,370	百万円 1,828	自己資金	平成28年 6月	平成30年 4月
提出会社	吾妻工場 (群馬県吾妻郡 東吾妻町)	電子・光学関連	生産設備	百万円 3,770	百万円	自己資金	平成29年 12月	平成31年 4月
MADICO, INC. (注)	アメリカ フロリダ州	印刷材・ 産業工材関連	生産設備	千US\$ 12,900	千US\$	自己資金 借入金	平成30年 1月	平成31年 3月

(注) 同社の生産拠点の再構築を図るための設備投資であります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年6月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	76,564,240	76,564,240	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	76,564,240	76,564,240		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

・平成18年度第1回新株予約権(株式報酬型)

決議年月日	平成18年8月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 17
新株予約権の数(個)	33(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1
新株予約権の行使期間	平成18年8月26日～平成38年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2,3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数(付与株式数)は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。

4 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者（ただし、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失していない者に限る。）と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から暦日10日間に短縮できるものとする。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合（ただし、 については、下記（注）5に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 新株予約権者が平成37年8月25日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
 平成37年8月26日から平成38年8月25日
 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）
 当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
 再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

・平成19年度第1回新株予約権（株式報酬型）

決議年月日	平成19年8月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 17
新株予約権の数(個)	29(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1
新株予約権の行使期間	平成19年8月25日～平成39年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2,3
新株予約権の行使の条件	(注)4

新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権 1個につき目的となる株式の数(付与株式数)は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。

4 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者(ただし、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から暦日10日間に短縮できるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、下記(注)5に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成38年8月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成38年8月25日から平成39年8月24日

当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

・平成20年度第1回新株予約権(株式報酬型)

決議年月日	平成20年8月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 14
新株予約権の数(個)	52(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1
新株予約権の行使期間	平成20年8月26日～平成40年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2,3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数(付与株式数)は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。

4 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者(ただし、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から暦日10日間に短縮できるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、下記(注)5に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成39年8月25日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成39年8月26日から平成40年8月25日

当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
 再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

・平成21年度第1回新株予約権（株式報酬型）

決議年月日	平成21年8月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 14
新株予約権の数(個)	77(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 7,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1
新株予約権の行使期間	平成21年8月25日～平成41年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2, 3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（平成30年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数（付与株式数）は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - 3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。
 - 4 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者（ただし、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失していない者に限る。）と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から暦日10日間に短縮できるものとする。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合（ただし、 については、下記（注）5に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 新株予約権者が平成40年8月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
 平成40年8月25日から平成41年8月24日
 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）
 当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
 再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

・平成22年度第1回新株予約権（株式報酬型）

決議年月日	平成22年8月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 16
新株予約権の数(個)	72(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 7,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1
新株予約権の行使期間	平成22年8月25日～平成42年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2, 3

新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数(付与株式数)は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- 3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。
- 4 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者(ただし、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から暦日10日間に短縮できるものとする。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、下記(注)5に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- 新株予約権者が平成41年8月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
 平成41年8月25日から平成42年8月24日
- 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合)
 当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
 再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

・平成23年度第1回新株予約権(株式報酬型)

決議年月日	平成23年8月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8
新株予約権の数(個)	68(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1
新株予約権の行使期間	平成23年8月25日～平成43年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2, 3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数(付与株式数)は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。

4 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者(ただし、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から暦日10日間に短縮できるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、下記(注)5に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成42年8月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成42年8月25日から平成43年8月24日

当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
 再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

・平成24年度第1回新株予約権（株式報酬型）

決議年月日	平成24年8月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社執行役員 12
新株予約権の数(個)	131（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 13,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1
新株予約権の行使期間	平成24年8月24日～平成44年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,204 資本組入額 （注）2, 3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（平成30年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数（付与株式数）は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$
- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- 3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。
- 4 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役、執行役員および常勤顧問のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者（ただし、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失していない者に限る。）と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から暦日10日間に短縮できるものとする。
 - (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合（ただし、 については、下記（注）5に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が平成43年8月23日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成43年8月24日から平成44年8月23日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 上記(1)および(2) は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
 - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

・平成25年度第1回新株予約権（株式報酬型）

決議年月日	平成25年8月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社執行役員 12
新株予約権の数(個)	200(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1
新株予約権の行使期間	平成25年8月23日～平成45年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,596 資本組入額 (注)2,3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（平成30年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数（付与株式数）は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。

4 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役、執行役員および常勤顧問のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者（ただし、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失していない者に限る。）と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から暦日10日間に短縮できるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合（ただし、 については、下記(注)5に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が平成44年8月22日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成44年8月23日から平成45年8月22日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3) 上記(1)および(2) は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記(注)2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

・平成26年度第1回新株予約権(株式報酬型)

決議年月日	平成26年8月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社執行役員 12
新株予約権の数(個)	166(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1
新株予約権の行使期間	平成26年8月22日～平成46年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,826 資本組入額 (注)2,3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数(付与株式数)は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- 3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。
- 4 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役、執行役員および常勤顧問のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者(ただし、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から暦日10日間に短縮できるものとする。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、については、下記(注)5に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が平成45年8月21日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
 平成45年8月22日から平成46年8月21日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

- (3) 上記(1)および(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 上記(注)2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

・平成27年度第1回新株予約権（株式報酬型）

決議年月日	平成27年8月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社執行役員 12
新株予約権の数(個)	141(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 14,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1

新株予約権の行使期間	平成27年8月22日～平成47年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,284 資本組入額 (注) 2, 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数(付与株式数)は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。

4 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および常勤顧問のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。なお、新株予約権者(ただし、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から暦日10日間に短縮できるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、下記(注)5に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が平成46年8月21日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成46年8月22日から平成47年8月21日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 上記(1)および(2) は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 上記(注)2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

・平成28年度第1回新株予約権(株式報酬型)

決議年月日	平成28年8月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社執行役員 12
新株予約権の数(個)	117(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 11,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1
新株予約権の行使期間	平成28年8月25日～平成48年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,446 資本組入額 (注)2,3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数(付与株式数)は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$
- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- 3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。
- 4 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および常勤顧問のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者(ただし、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から暦日10日間に短縮できるものとする。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、下記(注)5に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が平成47年8月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
 平成47年8月25日から平成48年8月24日
 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
 当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)および(2) は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき

吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 上記(注)2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

・平成29年度第1回新株予約権(株式報酬型)

決議年月日	平成29年8月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社執行役員 12
新株予約権の数(個)	144(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 14,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1
新株予約権の行使期間	平成29年8月23日～平成49年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,262 資本組入額 (注)2,3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数(付与株式数)は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$
- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - 3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。
 - 4 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および常勤顧問のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者(ただし、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失していない者に

限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から暦日10日間に短縮できるものとする。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合(ただし、 については、下記(注)5に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が平成48年8月22日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成48年8月23日から平成49年8月22日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

- (3) 上記(1)および(2) は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記(注)2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

・平成30年度第1回新株予約権（株式報酬型）

決議年月日	平成30年4月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 13
新株予約権の数(個)	39(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1
新株予約権の行使期間	平成30年5月8日～平成50年5月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,510 資本組入額 (注)2,3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

提出日の前月末（平成30年5月31日）における内容を記載しております。

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数（付与株式数）は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- 3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。
- 4 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および常勤顧問のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。なお、新株予約権者（ただし、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失していない者に限る。）と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から暦日10日間に短縮できるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合（ただし、 については、下記(注)5に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が平成49年5月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成49年5月8日から平成50年5月7日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

- (3) 上記(1)および(2) は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 上記(注)2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日 (注)	5,746,260	76,564,240	2,901	23,201	2,896	26,816

(注) 転換社債の株式への転換による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		52	37	279	264	4	5,778	6,414	
所有株式数(単元)		169,348	4,607	253,910	171,695	16	165,593	765,169	47,340
所有株式数の割合(%)		22.13	0.60	33.18	22.44	0.00	21.65	100.00	

(注) 1 自己株式4,410,239株は、「個人その他」に44,102単元、「単元未満株式の状況」に39株含めて記載しております。

2 自己株式の株主名簿上の株式数と実保有残高数は同一であります。

(6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(百株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本製紙株式会社	東京都北区王子1丁目4番1号	217,377	30.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	37,007	5.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	26,031	3.60
全国共済農業協同組合連合会(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区平河町2丁目7番9号(東京都港区浜松町2丁目11番3号)	22,552	3.12
庄司 たみ江	東京都文京区	17,969	2.49
塩 飽 恵以子	東京都港区	15,435	2.13
株式会社かんぼ生命保険(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区霞が関1丁目3-2(東京都中央区晴海1丁目8-12)	11,703	1.62
GOVERNMENT OF NORWAY(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO(東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	10,420	1.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	9,836	1.36
リンテック従業員持株会	東京都板橋区本町23番23号	9,530	1.32
計		377,862	52.36

(注) 1 上記のほか当社所有の自己株式44,102百株があります。

2 百株未満は切り捨てて表示しております。

3 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する株式はすべて信託業務に係る株式であります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,410,200		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
	(相互保有株式) 普通株式 72,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 72,034,700	720,347	同上
単元未満株式	普通株式 47,340		同上
発行済株式総数	76,564,240		
総株主の議決権		720,347	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、熊谷産業株式会社所有の相互保有株84株および当社所有の自己株式39株が含まれております。

【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) リンテック株式会社	東京都板橋区 本町23番23号	4,410,200		4,410,200	5.76
(相互保有株式) 熊谷産業株式会社	埼玉県熊谷市 万吉3724番地1	70,000		70,000	0.09
桜井株式会社	東京都台東区池之端 1丁目2番18号	2,000		2,000	0.00
計		4,482,200		4,482,200	5.85

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	424	1,256,228
当期間における取得自己株式	99	307,360

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(買増し制度による売却)				
その他(新株予約権の権利行使)	2,700	4,720,707		
保有自己株式数	4,410,239		4,410,338	

(注) 当期間における処理及び保有自己株式数には、平成30年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社の利益配分の基本方針は、株主への利益還元の充実を経営上の最重要課題の一つと位置づけており、利益配分につきましては、経営基盤の強化を図りつつ、各事業年度の連結業績を勘案し、安定的かつ継続的な配当を行っていくことを基本といたします。内部留保資金につきましては、財務基盤の強化ならびに将来の企業価値向上のための生産設備や研究開発投資などに有効に活用してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。また、配当の決定機関は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する取締役会決議による剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成29年11月9日 取締役会決議	2,381	33
平成30年5月9日 取締役会決議	2,381	33

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第120期	第121期	第122期	第123期	第124期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	2,157	3,070	3,090	2,629	3,325
最低(円)	1,639	1,813	1,908	1,850	2,273

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年 10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月
最高(円)	3,160	3,325	3,180	3,280	3,240	3,130
最低(円)	2,861	2,907	2,997	3,105	2,867	2,900

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性14名 女性1名（役員のうち女性の比率6.66%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役会長 (代表取締役)		大内 昭彦	昭和20年1月2日生	昭和42年3月 当社入社 平成6年4月 当社名古屋支店長 平成10年3月 当社生産本部龍野工場長 平成12年6月 当社取締役 生産本部龍野工場長 平成14年5月 当社取締役 生産本部長 平成14年6月 当社常務取締役 生産本部長 平成16年6月 当社代表取締役社長 平成23年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 平成26年4月 当社代表取締役会長〔現任〕	(注)2	388
取締役社長 (代表取締役)	社長執行役員	西尾 弘之	昭和29年10月18日生	昭和53年4月 当社入社 平成20年6月 当社経営企画室長代理 平成22年6月 当社取締役 経営企画室長 平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画室長兼CSR推進室長 平成26年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 〔現任〕	(注)2	200
取締役	常務執行役員 事業統括本部長	服部 真	昭和32年10月12日生	昭和55年4月 当社入社 平成17年10月 当社事業統括本部アドバンスマテリアルズ事業部門半導体材料部長 平成21年10月 当社事業統括本部アドバンスマテリアルズ事業部門長兼半導体材料部長 平成23年10月 当社事業統括本部アドバンスマテリアルズ事業部門長 平成26年4月 当社執行役員 事業統括本部アドバンスマテリアルズ事業部門長 平成27年6月 当社取締役 執行役員 事業統括本部アドバンスマテリアルズ事業部門長 平成29年4月 当社取締役 常務執行役員 事業統括本部長〔現任〕	(注)2	66
取締役	常務執行役員 事業統括本部副部長兼オプティカル材事業部門管掌	江部 和義	昭和28年1月26日生	昭和50年3月 当社入社 平成16年6月 当社技術統括本部研究所長 平成20年6月 当社取締役 技術統括本部副本部長兼研究所長兼知的財産部長 平成23年6月 当社常務執行役員 技術統括本部副本部長兼研究所長 平成25年4月 当社常務執行役員 事業統括本部オプティカル材事業部門長兼生産本部新宮事業所担当 平成25年6月 当社取締役 常務執行役員 事業統括本部オプティカル材事業部門長兼生産本部新宮事業所管掌 平成27年4月 当社取締役 常務執行役員 事業統括本部副本部長兼オプティカル材事業部門長兼生産本部新宮事業所管掌 平成28年4月 当社取締役 常務執行役員 事業統括本部副本部長兼オプティカル材事業部門管掌〔現任〕	(注)2	175

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	常務執行役員 事業統括本部副 本部長	中 村 孝	昭和28年12月23日生	昭和51年4月 当社入社 平成16年10月 当社生産本部熊谷工場洋紙製造部長 平成21年10月 当社事業統括本部洋紙事業部門長兼 東京洋紙営業部長 平成23年6月 当社執行役員 事業統括本部洋紙事業 部門長兼加工材事業部門担当 平成25年4月 当社常務執行役員 事業統括本部洋紙 事業部門長兼加工材事業部門担当 平成25年6月 当社取締役 常務執行役員 事業統括本部洋紙事業部門長兼加工材 事業部門管掌 平成27年4月 当社取締役 常務執行役員 事業統括本部副本部長 平成28年4月 当社取締役 常務執行役員 事業統括本部副本部長兼洋紙事業部門 管掌 平成29年4月 当社取締役 常務執行役員 事業統括本部副本部長〔現任〕	(注) 2	135
取締役	常務執行役員 生産本部長兼品質・環境統括本 部管掌	川 村 悟 平	昭和31年1月12日生	昭和54年4月 当社入社 平成17年10月 当社生産本部熊谷工場加工紙製造部長 平成18年6月 当社生産本部熊谷工場洋紙製造部長 平成21年9月 琳得科(蘇州)科技有限公司董事長兼 總經理(出向) 平成23年6月 当社執行役員 琳得科(蘇州)科技有限公司董事長兼 總經理(出向) 平成26年4月 当社常務執行役員 琳得科(蘇州)科技有限公司董事長兼 總經理(出向) 平成27年6月 当社取締役 常務執行役員 琳得科(蘇州)科技有限公司董事長兼 總經理(出向) 平成27年9月 当社取締役 常務執行役員 生産本部副本部長 平成28年4月 当社取締役 常務執行役員 生産本部副本部長兼 品質・環境統括本部管掌 平成29年4月 当社取締役 常務執行役員 生産本部長兼品質・環境統括本部管掌 〔現任〕	(注) 2	97
取締役	常務執行役員 総務・人事本部長	望 月 経 利	昭和33年5月12日生	昭和58年1月 当社入社 平成18年6月 当社総務・人事本部総務・法務部長兼 人事部長 平成23年6月 当社執行役員 総務・人事本部長兼総務・法務部長兼 人事部長 平成26年4月 当社常務執行役員 総務・人事本部長兼人事部長 平成26年10月 当社常務執行役員 総務・人事本部長 平成27年6月 当社取締役 常務執行役員 総務・人事本部長〔現任〕	(注) 2	102

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	執行役員 事業統括本部産業 工材事業部門 長	森 川 秀 二	昭和30年12月30日生	昭和54年4月 平成18年10月 平成21年10月 平成25年4月 平成27年6月 当社入社 当社事業統括本部産業工材事業部門 産業材営業部長 当社事業統括本部産業工材事業部門長 当社執行役員 事業統括本部産業工材事業部門長 当社取締役 執行役員 事業統括本部産業工材事業部門長 〔現任〕	(注) 2	136
取締役	執行役員 生産本部副本部 長兼熊谷工場長	西 川 淳 一	昭和30年9月12日生	昭和53年4月 平成17年7月 平成21年3月 平成21年10月 平成25年4月 平成27年9月 平成29年4月 平成29年6月 当社入社 当社生産本部三島工場洋紙製造部長 当社生産本部熊谷工場洋紙製造部長 当社生産本部熊谷工場長代理兼 洋紙製造部長 当社執行役員 生産本部熊谷工場長兼洋 紙製造部長 当社執行役員 生産本部熊谷工場長 当社執行役員 生産本部副本部長兼 熊谷工場長 当社取締役 執行役員 生産本部副本部 長兼熊谷工場長〔現任〕	(注) 2	87
取締役	執行役員 生産本部副本部 長兼龍野工場長	若 狭 毅 彦	昭和31年6月23日生	昭和55年4月 平成17年1月 平成17年10月 平成20年6月 平成25年4月 平成29年4月 平成29年6月 当社入社 当社生産本部龍野工場長代理 当社生産本部龍野工場長代理兼 製造部長 当社生産本部千葉工場長 当社執行役員 生産本部千葉工場長 当社執行役員 生産本部副本部長兼 龍野工場長 当社取締役 執行役員 生産本部副本部 長兼龍野工場長〔現任〕	(注) 2	67
取締役		福 島 一 守	昭和33年2月12日生	昭和55年4月 平成15年2月 平成17年7月 平成18年4月 平成19年6月 平成21年7月 平成22年4月 平成23年4月 平成25年4月 平成28年6月 平成29年6月 山陽国策パルプ株式会社 入社 日本製紙株式会社 石巻工場抄造一部長 同社石巻工場抄造二部長 同社白老工場製造部長 同社白老工場長代理兼製造部長 同社旭川工場長代理兼工務部長 兼白老工場長代理 同社北海道工場長代理兼 安全環境管理室長兼旭川事業所長 同社石巻工場長代理兼 岩沼工場長代理 同社執行役員 釧路工場長 同社執行役員 情報・産業用紙営業本部長 同社常務執行役員 情報・産業用紙営業 本部長〔現任〕 当社社外取締役〔現任〕	(注) 2	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)		岡田 浩志	昭和29年8月25日生	昭和54年4月 平成23年7月 平成24年10月 平成29年6月	当社入社 当社監査室長代理 当社監査室長 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	11
取締役 (監査等委員)		野沢 徹	昭和34年3月10日生	昭和56年4月 平成17年6月 平成20年2月 平成20年6月 平成21年6月 平成25年4月 平成26年6月 平成27年6月 平成29年6月	十條製紙株式会社 入社 日本製紙株式会社 管理本部財務部長 同社管理本部経理部長 株式会社日本製紙グループ本社 (現日本製紙株式会社)経理部長 日本製紙株式会社 管理本部代理兼 経理部長 株式会社日本製紙グループ本社 (現日本製紙株式会社)管理本部 代理兼経理部長 日本製紙株式会社 執行役員 管理本部代理兼経理部長 同社取締役 執行役員 企画本部長、関連企業担当 日本製紙クレシア株式会社 取締役 (現任) 当社社外監査役 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 日本製紙株式会社 取締役 常務執行役員 企画本部長、関連企業担当(現任)	(注)3	10
取締役 (監査等委員)		大岡 哲	昭和26年4月24日生	昭和50年4月 平成11年6月 平成14年5月 平成15年4月 平成16年8月 平成18年6月 平成24年6月 平成27年6月	日本開発銀行 入行 同行設備投資研究所 副所長 日本政策投資銀行(現 株式会社日本 政策投資銀行) 審議役 日本大学総合科学研究所 教授 慶應義塾大学環境情報学部 講師 中央大学大学院商学研究科 講師 (現任) ピズネット株式会社 社外取締役 リョービ株式会社 社外取締役(現任) 当社社外取締役 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	
取締役 (監査等委員)		大澤 加奈子	昭和45年12月22日生	平成10年4月 平成17年10月 平成27年6月	弁護士登録 梶谷総合法律事務所入所 (現在に至る) 米国ニューヨーク州弁護士資格取得 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	
計		15名					1,476

- (注) 1 取締役福島一守氏、野沢徹氏、大岡哲氏および大澤加奈子氏の各氏は、社外取締役であります。
- 2 監査等委員を除く取締役の任期は、平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
 委員長：岡田浩志 委員：野沢徹、大岡哲、大澤加奈子
- 5 当社は、経営の重要な意思決定を行う取締役会と業務の執行を行う執行役員とを分離し、併せて取締役会の員数を減少させ、取締役会の活性化、意思決定の迅速化を通して経営の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。
 なお、監査等委員を除く取締役のうち9名は執行役員を兼務しており、取締役以外の執行役員は13名であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

イ 企業統治の体制

当社は、会社の機関設計として監査等委員会設置会社を選択しております。議決権のある監査等委員である取締役を置き、取締役会の監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実とさらなる経営の効率化を図る体制としております。取締役は15名（うち監査等委員4名）選任しており、取締役のうち4名が社外取締役であります。

取締役会については、経営に関する重要な意思決定を行うため毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、迅速な意思決定に努めております。また、業務の執行を担う執行役員（取締役兼務者を含む）を中心とした経営会議も毎月1回開催し、各部門間の情報の共有を通じて、業務執行の効率化に努めております。

監査等委員会については、毎月1回開催し、当社の内部監査部門である監査室から報告された事項を中心に、モニタリング監査を実施いたします。監査等委員会は、取締役に対する職務の執行の妥当性・適法性監査を行うほか、一人ひとりの監査等委員は、取締役会における議決権の行使を通じて、取締役の職務の執行の監督の役割も担っております。

ロ 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、平成27年6月24日開催の取締役会において以下の内容を決議いたしました。

・取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款を遵守し、かつ倫理観をもって行われるよう、当社は社は「至誠と創造」およびこれを基とした「行動規範」を定める。

法令および定款の遵守体制の実効性を確保するため、社長直轄組織の監査室は、「内部監査規程」に基づく監査を通じて、会社のすべての業務が法令、定款および社内規程に則り適正かつ妥当に実施されているかを調査・検証し、その結果を取締役に定期的に報告する。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報の保存および管理については、法令により定められた文書を含めて文書の種類ごとにルールを取り決め、保存・管理する。

・損失の危機の管理に関する規程その他の体制

部門ごとにマニュアル化を進め、運用の徹底を図ることにより、リスクを未然に回避あるいは低減の努力を行う。個別リスクについては都度、対応の検討と整備を進める。

災害時などの緊急時のために、通常業務によるリスク管理とは別に「全社危機管理規程」およびこれに基づく「BCMS（事業継続マネジメントシステム）」を定め、迅速に危機管理組織を立ち上げられる体制の整備に努める。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「業務分掌規程」に基づき各組織の役割分担に対応した取締役の担当職務を定めるとともに、執行役員制度の導入により、経営と執行の分離および意思決定の迅速化を図る。加えて、環境変化に対応できるように随時組織を見直し、必要に応じて組織横断的な委員会を随時発足させるなどにより、職務執行の効率性の維持を図る。

・当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社業務規程」に基づき、当社の各主管部門が当社グループ各社の業務統制を行うことにより、グループ全体としての業務の適正の維持に努める。

「関係会社業務規程」に基づき、グループ各社から定期的にまたは必要に応じ、業績、リスクその他の重要な報告を受ける体制の整備に努め、当社は、必要に応じ、適切な部門から経営管理・サポートを行い、グループ各社における経営の効率化を推進する。

グループ各社が法令、定款に適合することを確保するため、各社の内部監査体制による監査の実施および当社の監査室による監査を実施する。

・監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実行性の確保に関する事項

監査等委員会監査の実効性をより一層高め、かつ監査職務をさらに円滑に遂行するための体制を確保するため、監査等委員会の業務を補助する監査等委員会事務局を設置して、その任に当たらせる。

監査等委員会事務局スタッフへの人事異動・人事評価・懲戒処分は監査等委員会の同意を得なければならぬものとする。また、監査等委員会事務局スタッフへの指示命令は監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）が行うものとし、監査等委員から受けた当該指示命令については、当該監査等委員の職務に必要なものを除き、取締役、他の使用人の指揮命令は受けないこととする。

- ・監査等委員会への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループのすべての取締役・従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社グループ会社に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、当社監査等委員会に対して報告を行う。また、当社監査等委員会は当社グループのすべての取締役・従業員に対し、事業に関する報告を直接求めることができるものとする。

当社は「内部通報制度運用規程」および「グローバル内部通報制度規程」により、当社グループのすべての役員・従業員が利用できるヘルプラインを設置し、報告者が当該通報・報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことがない体制の維持に努める。なお、ヘルプラインを通じた内部通報があった場合は、監査等委員会へ報告する。

- ・監査等委員の職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該費用が当該監査等委員会の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。また、監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は当該監査等委員会の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、その費用を負担する。

- ・その他監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会に会社の情報が障害なく入るための体制を確保する目的で、監査等委員を除く取締役、使用人のみならず会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士などからの情報も入る環境の整備に努め、代表取締役との定期的会合、経営会議、戦略会議などの重要会議への監査等委員の出席・意見陳述の場を制度として確保する。

八 リスク管理体制の整備の状況

当社は、「全社危機管理規程」を定め、リスクが発生した際に企業価値に与える影響および損害を最小限にとどめるための体制を整えております。また、情報の保存および管理については、「情報セキュリティ管理規程」、「営業秘密管理規程」を制定し、管理しております。なお、CSR推進室が中心となって、全社的なリスク評価を行っております。

二 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができ、社外取締役である福島一守氏、野沢徹氏、大岡哲氏および大澤加奈子氏の4名と締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれが高い額となります。

内部監査及び監査等委員会監査

イ 内部監査の状況

当社は内部監査部門として監査室を設置しており、その人員は7名であります。監査室は各部門、事業所、工場、関係子会社への監査を定期的実施し、業務執行のプロセスと結果について、適法性と社内規程との整合性を検証しております。

また、これらの内部監査に関する状況については、監査等委員会に対して随時報告し、監査結果に関する意見交換を行います。

ロ 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は監査等委員である取締役4名で構成されており、うち3名が社外取締役であります。監査等委員会は内部統制システムを活用しながら監査室および会計監査人と連携し、必要な報告を受けるとともに、意見交換等を通じて、取締役の職務の執行の監査を行います。

また、各監査等委員は経営会議等に参加し、監査に必要な情報の入手を行い、取締役として取締役会に参加し、意見の陳述や決議への参加を通じて、取締役の職務の執行の監督を行います。

なお、監査等委員の岡田浩志氏は当社の管理部門および監査部門などにおいて、野沢徹氏は日本製紙株式会社の管理部門において、それぞれ長年の業務経験を重ねてきていることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外取締役

当社は、社外取締役として福島一守氏、野沢徹氏、大岡哲氏および大澤加奈子氏の4名を選任しており、福島一守氏を除く3名は監査等委員であります。

イ 各社外取締役と当社との人的・資本的・取引関係その他の利害関係

福島一守氏と当社の間には特別の利害関係はありませんが、同氏が常務執行役員を務める日本製紙株式会社は当社の主要な取引先であり、同社と当社の間には、原材料等の仕入で2,197百万円、製品等の売上で21百万円の取引（いずれも平成30年3月期実績）が存在しております。また、同社は当社の主要な株主であり、平成30年3月末時点において21,737,792株（当社発行済株式（自己株式を除く）総数の30.12%）を保有しております。

野沢徹氏と当社の間には特別の利害関係はありませんが、同氏が取締役常務執行役員を務める日本製紙株式会社は当社の主要な取引先であり、同社と当社の間には、原材料等の仕入で2,197百万円、製品等の売上で21百万円の取引（いずれも平成30年3月期実績）が存在しております。また、同社は当社の主要な株主であり、平成30年3月末時点において21,737,792株（当社発行済株式（自己株式を除く）総数の30.12%）を保有しております。

大岡哲氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

大澤加奈子氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

ロ 社外取締役が当社の企業統治において果たす機能および役割

福島一守氏は、日本製紙株式会社における役員経験ならびに同社生産部門および営業部門における長年の業務経験を通じて得られた知識・経験等を基に、当社取締役会の監督機能強化の役割を果たしていただくことができる人材であり、社外取締役として適任であります。

野沢徹氏は、日本製紙株式会社における役員経験および同社管理部門における長年の業務経験を通じて得られた知識・経験等を基に、当社取締役会の監査・監督の役割を果たしていただくことができる人材であり、取締役である監査等委員として適任であります。

大岡哲氏は、政策金融における長年の経験や豊かな国際経験と専門的学識経験、さらには当社とは異なる業界における社外取締役として得られた知識・経験等を基に、当社取締役会の監査・監督の役割を果たしていただくことができる人材であり、取締役である監査等委員として適任であります。また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。

大澤加奈子氏は、弁護士としての高度な法律知識および幅広い見識、さらには国内外の企業法務に携わることによって得られた知識・経験等を基に、当社取締役会の監査・監督の役割を果たしていただくことができる人材であり、取締役である監査等委員として適任であります。また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。

ハ 社外取締役の独立性に関する当社の考え方

当社は、社外取締役の独立性に関する基準や方針を定めてはおりませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしております。また、就任は当社からの要請に基づくものであることから、経営の独立性は確保されていると認識しております。

ニ 社外取締役による取締役の職務の執行の監督と内部監査、監査等委員会監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会へ出席し、議案審議などに必要かつ有効な発言を適宜行っているほか、内部監査部門、会計監査人と連携をとり取締役の職務の執行を監督しております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	株式報酬型 ストック オプション	賞与	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	451	338	21	90	13
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	19	19	-	-	2
社外役員	20	20	-	-	5

ロ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

(1)取締役(監査等委員を除く)の報酬

当社の取締役(監査等委員を除く)の報酬は、次のとおり構成されております。

(基本報酬)

- ・役位別に支給される定額部分と、役員持株会への拠出部分から成る
- ・このうち後者は、役員持株会経由で定期的に自社株式購入および保有をさせるもので、「長期インセンティブ報酬」として設定

(賞与)

- ・連結業績に対する評価を反映させることにより、「短期インセンティブ報酬」(業績連動報酬)として設定
ただし、支給総額は150百万円を超えない金額とする。なお、算定方法は下記のとおりであります。

(a)支給対象者は代表取締役及び業務執行役員を兼務する取締役とする

(b)支給金額の算定は下記のとおりとする

役位別基準額×連結業績評価に基づく支給倍率(%)

(c)連結業績評価に基づく支給倍率(%)の算定方法は下記のとおりとする

連結業績評価の指標は連結売上高及び連結営業利益とする

上記の指標について、

(i)期首予想の外部公表値(決算短信記載の連結業績予想)に対する当期実績の割合

(ii)前期以前3年間の実績平均に対する当期までの直近3年以内の役員就任期間に対応する期間の実績平均の割合

上記(i)、(ii)それぞれ6対4の割合で重み付けを行い、その結果に基づき支給倍率を決定する

(株式報酬型ストックオプション)

- ・役員持株会と並ぶ「長期インセンティブ報酬」として設定

これらの報酬はそれぞれ株主総会で報酬額を決議しており、その額の範囲内で、個々の取締役(監査等委員を除く)の職務と責任をもとに、「取締役報酬内規」に基づき、取締役会で決定することにしております。

なお、取締役(監査等委員を除く)の評価、報酬の決定に関しては、客観性、透明性を高めるために、代表取締役社長のアドバイザー機関として、社外有識者を含む評価報酬諮問会議が設けられており、必要に応じ代表取締役社長に助言および提言を行っております。

(2)取締役(監査等委員)の報酬

監査等委員の報酬は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、個々の監査等委員の職務と責任をもとに、「取締役報酬内規」に基づき、監査等委員の協議により決定することにしております。

なお、平成30年6月21日開催の定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役であるものおよび監査等委員であるものを除く)に長期インセンティブ報酬として「株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権」および基本報酬に含まれる「役員持株会への拠出」に代えて、新たに譲渡制限付株式の割当てを決議しております。当該株主総会以降の「役員の報酬等の額の決定に関する方針」は次のとおりであります。

(1)取締役(監査等委員を除く)の報酬

当社の取締役(社外取締役および監査等委員を除く)の報酬は、次のとおり構成されております。

(基本報酬)

- ・役位別に定額を支給
- ・支給総額は420百万円を超えない金額とする

(賞与)

- ・現行方針と変更なし

(譲渡制限付株式)

- ・株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めるための「長期インセンティブ報酬」として設定
- ・支給総額は60百万円を超えない金額とする

これらの報酬はそれぞれ株主総会で報酬額を決議しており、その額の範囲内で、個々の取締役（監査等委員を除く）の職務と責任をもとに、「取締役報酬内規」に基づき、取締役会で決定することにしております。

なお、取締役（監査等委員を除く）の評価、報酬の決定に関しては、客観性、透明性を高めるために、代表取締役社長のアドバイザー機関として、社外有識者を含む評価報酬諮問会議が設けられており、必要に応じ代表取締役社長に助言および提言を行っております。

(2)社外取締役（監査等委員を除く）の報酬

社外取締役（監査等委員を除く）の報酬は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、個々の社外取締役の職務と責任をもとに、「取締役報酬内規」に基づき、取締役会で決定することにしております。

(3)取締役（監査等委員）の報酬

現行方針と変更なし

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 43銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 2,185百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東レ(株)	1,160	1,144	取引関係の強化
アマノ(株)	224	499	同上
フジプレアム(株)	936	286	同上
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	159	111	同上
(株)キングジム	76	66	同上
綜研化学(株)	35	55	同上
(株)イムラ封筒	100	48	同上
(株)みずほフィナンシャルグループ	206	42	同上
小津産業(株)	15	34	同上
朝日印刷(株)	12	32	同上
(株)有沢製作所	35	27	同上
日本写真印刷(株)	9	25	同上
キャノンマーケティングジャパン(株)	6	15	同上
大日本印刷(株)	10	12	同上
大倉工業(株)	21	11	同上
(株)高速	7	8	同上
日本紙パルプ商事(株)	23	8	同上
旭硝子(株)	8	7	同上
コニカミノルタ(株)	7	6	同上
凸版印刷(株)	4	5	同上
平和紙業(株)	11	4	同上
(株)きもと	20	4	同上
第一生命ホールディングス(株)	2	4	同上
椿本興業(株)	8	3	同上
王子ホールディングス(株)	6	3	同上
サンメッセ(株)	4	1	同上
江崎グリコ(株)	0	1	同上
住友化学(株)	1	1	同上
三光産業(株)	2	0	同上
共和レザー(株)	1	0	同上

(注) 上記のうち上位3銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金の100分の1を超えております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東レ(株)	1,160	1,167	取引関係の強化
フジプレミアム(株)	936	361	同上
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	159	111	同上
綜研化学(株)	35	92	同上
(株)キングジム	76	78	同上
(株)イムラ封筒	100	52	同上
(株)みずほフィナンシャルグループ	206	39	同上
小津産業(株)	15	35	同上
(株)有沢製作所	35	34	同上
朝日印刷(株)	27	34	同上
キヤノンマーケティングジャパン(株)	6	19	同上
大倉工業(株)	21	12	同上
大日本印刷(株)	5	11	同上
(株)高速	7	10	同上
日本紙パルプ商事(株)	2	10	同上
旭硝子(株)	1	7	同上
平和紙業(株)	11	6	同上
コニカミノルタ(株)	7	6	同上
(株)きもと	20	6	同上
椿本興業(株)	1	6	同上
王子ホールディングス(株)	6	4	同上
凸版印刷(株)	4	4	同上
第一生命ホールディングス(株)	2	4	同上
サンメッセ(株)	4	1	同上
大村紙業(株)	1	1	同上
三光産業(株)	2	1	同上
住友化学(株)	1	1	同上
共和レザー(株)	1	0	同上

(注) 上記のうち上位2銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金の100分の1を超えております。

業務を執行した公認会計士に関する事項

公認会計士監査については、下記の指定有限責任社員の他、公認会計士9名、その他28名合計37名の会計監査業務に係る補助者によって、公正不偏な立場で実施されております。

氏名	所属する監査法人
井上 秀之	新日本有限責任監査法人
谷口 公一	同上

- (注) 1 継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。
2 同監査法人は業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。
3 補助者のその他は、公認会計士試験合格者他であります。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員を除く）は12名以内とする旨及び監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

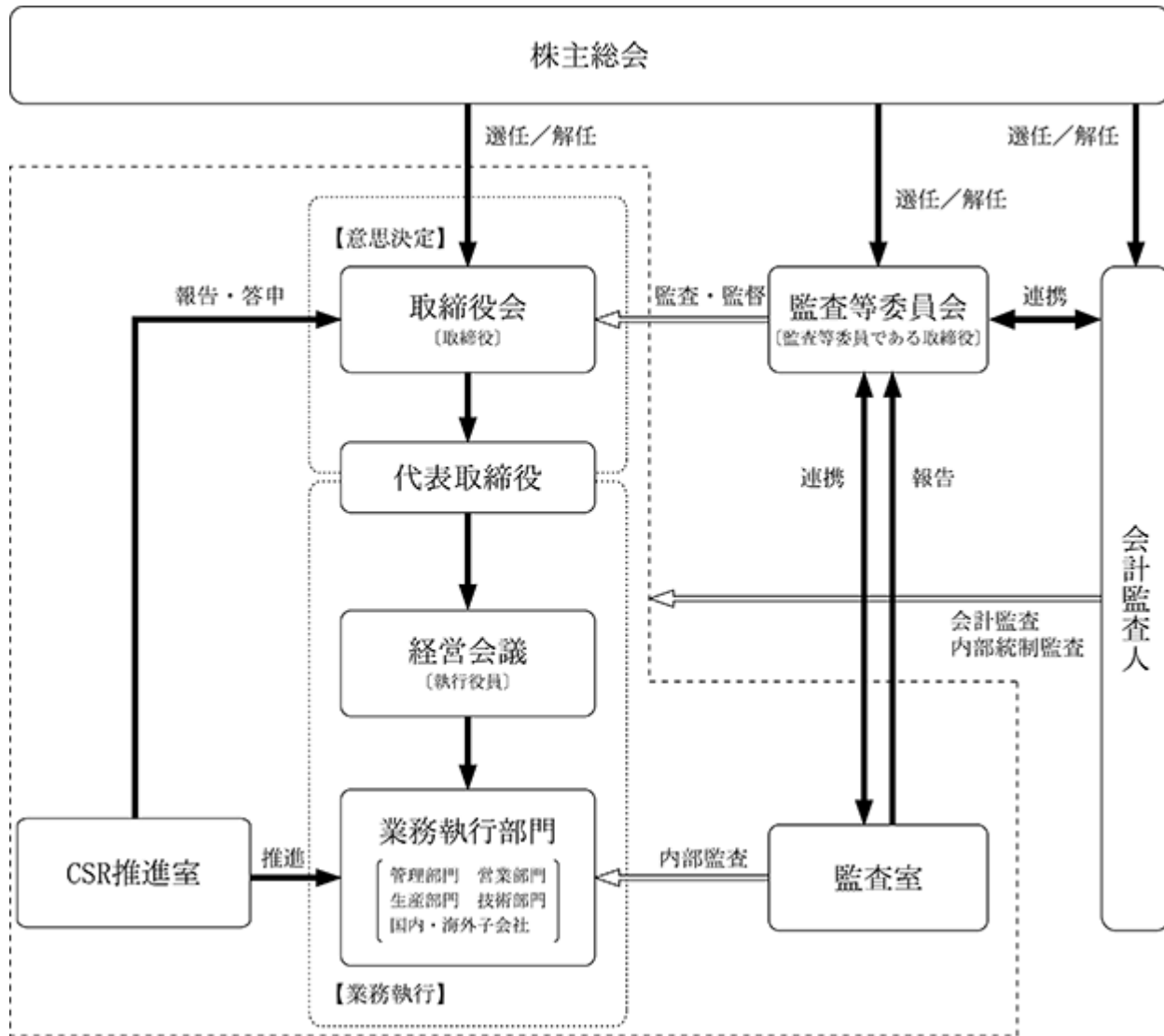
株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした内容

当社は、経営環境の変化に迅速に対応して経営諸施策を機動的に遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要図は次のとおりであります。



(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	87	0	97	0
連結子会社				
計	87	0	97	0

【その他重要な報酬の内容】

当社の連結子会社である下記の12社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Youngに対して監査報酬を支払っています。

LINTEC SINGAPORE PRIVATE LIMITED
 LINTEC INDUSTRIES (MALAYSIA) SDN.BHD.
 LINTEC INDUSTRIES (SARAWAK) SDN.BHD.
 LINTEC EUROPE B.V.
 LINTEC (THAILAND) CO.,LTD.
 LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (MALAYSIA) SDN.BHD.
 LINTEC VIETNAM CO.,LTD.
 LINTEC HANOI VIETNAM CO.,LTD.
 LINTEC INDIA PRIVATE LIMITED
 PT. LINTEC JAKARTA
 LINTEC KUALA LUMPUR SDN.BHD.
 LINTEC ASIA PACIFIC REGIONAL HEADQUARTERS PRIVATE LIMITED

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「役員研修」についての対価を支払っております。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「役員研修」についての対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査予定日数等から見積もられた金額について、当社監査等委員会の承認を受け決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容及び変更等について当社への影響を適切に把握するために、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種情報を取得するとともに、専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加し、連結財務諸表等の適正性確保に取り組んでおります。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	45,060	58,614
受取手形及び売掛金	66,801	6 72,590
たな卸資産	4 34,584	4 38,506
繰延税金資産	1,614	1,483
その他	3,503	3,991
貸倒引当金	114	109
流動資産合計	151,449	175,077
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	31,397	5 32,342
機械装置及び運搬具（純額）	27,293	5 24,962
土地	11,057	11,083
建設仮勘定	2,163	5,087
その他（純額）	1,958	1,859
有形固定資産合計	2 73,871	2 75,336
無形固定資産		
のれん	34,558	29,189
その他	4,000	3,285
無形固定資産合計	38,559	32,474
投資その他の資産		
投資有価証券	1 3,102	1 2,743
繰延税金資産	5,063	5,047
その他	1 2,256	1 2,153
貸倒引当金	105	98
投資その他の資産合計	10,318	9,846
固定資産合計	122,749	117,658
資産合計	274,199	292,735

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	45,057	6 54,678
短期借入金	641	2,351
1年内返済予定の長期借入金	3,051	2,986
未払法人税等	3,098	2,889
役員賞与引当金	90	89
事業構造改善引当金		39
その他	12,460	14,823
流動負債合計	64,401	77,858
固定負債		
長期借入金	17,795	14,395
環境対策引当金	135	132
退職給付に係る負債	12,362	13,006
その他	814	922
固定負債合計	31,107	28,456
負債合計	95,508	106,314
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,201	23,201
資本剰余金	26,829	26,829
利益剰余金	131,247	137,743
自己株式	7,714	7,711
株主資本合計	173,563	180,062
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	775	657
為替換算調整勘定	6,938	8,139
退職給付に係る調整累計額	3,392	3,157
その他の包括利益累計額合計	4,320	5,639
新株予約権	186	214
非支配株主持分	619	503
純資産合計	178,690	186,420
負債純資産合計	274,199	292,735

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
売上高	205,975	249,030
売上原価	153,115	186,206
売上総利益	52,859	62,823
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	5,125	5,309
貸倒引当金繰入額	12	4
給料及び手当	7,743	9,358
退職給付費用	423	321
役員賞与引当金繰入額	95	85
減価償却費	1,092	1,350
研究開発費	¹ 7,639	¹ 7,925
その他	14,156	18,381
販売費及び一般管理費合計	36,264	42,727
営業利益	16,595	20,095
営業外収益		
受取利息	218	220
受取配当金	91	272
受取賃貸料	43	16
固定資産売却益	20	61
受取保険金	226	10
その他	274	266
営業外収益合計	875	846
営業外費用		
支払利息	73	226
固定資産除却損	785	730
支払補償費	107	128
為替差損	473	1,012
その他	345	454
営業外費用合計	1,786	2,552
経常利益	15,684	18,389
特別利益		
投資有価証券売却益	190	343
固定資産売却益	² 121	
子会社清算益	17	
特別利益合計	329	343
特別損失		
減損損失	³ 34	³ 1,041
事業構造改善引当金繰入額		⁴ 1,024
子会社清算損	568	
投資有価証券売却損	13	
特別損失合計	615	2,066
税金等調整前当期純利益	15,398	16,666
法人税、住民税及び事業税	5,383	5,410
法人税等調整額	1,191	107
法人税等合計	4,192	5,517
当期純利益	11,206	11,149
非支配株主に帰属する当期純損失()	244	108
親会社株主に帰属する当期純利益	11,450	11,257

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
当期純利益	11,206	11,149
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	73	117
為替換算調整勘定	907	1,194
退職給付に係る調整額	118	234
その他の包括利益合計	1,716	1,311
包括利益	10,489	12,460
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	10,765	12,576
非支配株主に係る包括利益	275	115

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,201	26,829	123,713	7,712	166,032
当期変動額					
剰余金の配当			4,329		4,329
親会社株主に帰属する当期純利益			11,450		11,450
自己株式の取得				2	2
自己株式の処分		0		0	0
連結範囲の変動			413		413
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計		0	7,533	2	7,531
当期末残高	23,201	26,829	131,247	7,714	173,563

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	701	7,812	3,509	5,005	169	895	172,101
当期変動額							
剰余金の配当							4,329
親会社株主に帰属する当期純利益							11,450
自己株式の取得							2
自己株式の処分							0
連結範囲の変動							413
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	73	874	116	684	17	275	942
当期変動額合計	73	874	116	684	17	275	6,589
当期末残高	775	6,938	3,392	4,320	186	619	178,690

当連結会計年度(自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,201	26,829	131,247	7,714	173,563
当期変動額					
剰余金の配当			4,762		4,762
親会社株主に帰属する当期純利益			11,257		11,257
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分		0		4	4
連結範囲の変動					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		0	6,495	3	6,498
当期末残高	23,201	26,829	137,743	7,711	180,062

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	775	6,938	3,392	4,320	186	619	178,690
当期変動額							
剰余金の配当							4,762
親会社株主に帰属する当期純利益							11,257
自己株式の取得							1
自己株式の処分							4
連結範囲の変動							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	117	1,201	235	1,318	28	115	1,231
当期変動額合計	117	1,201	235	1,318	28	115	7,729
当期末残高	657	8,139	3,157	5,639	214	503	186,420

【連結キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	15,398	16,666
減価償却費	7,466	9,031
のれん償却額	315	3,427
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	947	751
貸倒引当金の増減額（は減少）	24	20
受取利息及び受取配当金	310	492
支払利息	73	226
事業構造改善引当金の増減額（は減少）		38
有形固定資産売却損益（は益）	132	56
有形固定資産除却損	482	374
売上債権の増減額（は増加）	1,565	5,229
たな卸資産の増減額（は増加）	812	3,682
仕入債務の増減額（は減少）	3,470	8,967
投資有価証券売却損益（は益）	177	343
環境対策引当金の増減額（は減少）	2	3
子会社清算損益（は益）	551	
減損損失	34	1,041
その他	1,789	1,444
小計	29,128	32,143
利息及び配当金の受取額	325	477
利息の支払額	16	233
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	4,809	5,568
特別退職金の支払額	265	
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,361	26,819

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	10,897	7,631
定期預金の払戻による収入	12,164	8,098
有形固定資産の取得による支出	13,049	8,084
有形固定資産の売却による収入	181	132
無形固定資産の取得による支出	199	123
投資有価証券の取得による支出	5	4
投資有価証券の売却による収入	361	536
子会社の清算による収入	24	
貸付けによる支出	2	24
貸付金の回収による収入	4	6
連結の範囲の変更を伴う子会社株式及び子会社 持分の取得による支出	2 36,909	308
その他	50	129
投資活動によるキャッシュ・フロー	48,378	7,532
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	1,748	1,692
長期借入れによる収入	20,850	
長期借入金の返済による支出	9,253	3,059
配当金の支払額	4,328	4,762
自己株式の取得による支出	2	1
リース債務の返済による支出	258	232
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,257	6,363
現金及び現金同等物に係る換算差額	35	834
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	18,723	13,757
現金及び現金同等物の期首残高	60,323	41,284
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	315	
現金及び現金同等物の期末残高	1 41,284	1 55,042

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 40社

主要な連結子会社名

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

なお、LINTEC (THAILAND) CO.,LTD. は、平成29年11月1日付で LINTEC BKK PTE LIMITED と経営統合し、LINTEC BKK PTE LIMITED は解散いたしました。

(2) 主要な非連結子会社名

リンテックサービス㈱

東京リンテック加工㈱

非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社5社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社については、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法を適用しておりません。

非連結子会社は上記5社であり、関連会社は大西物流㈱他3社であります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MACTac Americas, LLC、LINTEC(THAILAND)CO.,LTD.他35社の決算日は12月末日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、上記連結子会社37社の決算日と連結決算日との差異が3か月以内であるため、各社の事業年度の財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ロ)デリバティブ

時価法

(ハ)たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。ただし、機械類については個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3~50年

機械装置及び運搬具 3~17年

- (ロ)無形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっております。
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- (ハ)リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- (イ)貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ)役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- (ハ)環境対策引当金
法令に基づいた有害物資の処理など、環境対策に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- (イ)退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (ロ)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- (イ)ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。また、一体処理(特例処理・振当処理)の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっております。
- (ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建借入金
ヘッジ手段・・・金利通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建借入金
- (ハ)ヘッジ方針
社内管理規程に基づき、金利変動・為替変動リスクをヘッジしております。
- (ニ)ヘッジ有効性評価の方法
特例処理によっている金利スワップ及び一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果の発現する期間を個別に見積もることが可能な場合はその年数で、その他については5年間で均等償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金・随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社の株式等

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
投資有価証券(株式)	522百万円	522百万円
その他(出資金)	219百万円	198百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	147,592百万円	152,150百万円

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社及び連結子会社(LINTEC USA HOLDING, INC., PT. LINTEC INDONESIA、LINTEC INDUSTRIES (MALAYSIA) SDN. BHD., LINTEC INDUSTRIES (SARAWAK) SDN. BHD., LINTEC EUROPE (UK) LIMITED)は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。

当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	23,194百万円	28,442百万円
借入実行残高	百万円	1,921百万円
差引額	23,194百万円	26,521百万円

4 たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
商品及び製品	13,031百万円	14,421百万円
仕掛品	11,951百万円	12,575百万円
原材料及び貯蔵品	9,601百万円	11,508百万円

5 圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
建物及び構築物	百万円	19百万円
機械装置及び運搬具	百万円	36百万円

6 当連結会計年度末日満期手形等の処理方法

当連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。また、当連結会計年度末日に期日決済される売掛金・買掛金についても手形に準じて期日に決済されるものが含まれております。

従って、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、当連結会計年度末残高には次のとおり当連結会計年度末日満期債権・債務が含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
受取手形及び売掛金	百万円	4,988百万円
支払手形及び買掛金	百万円	8,521百万円

(連結損益計算書関係)

1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
一般管理費	7,639百万円	7,925百万円
当期製造費用	百万円	百万円
計	7,639百万円	7,925百万円

2 特別利益の「固定資産売却益」の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
土地	121百万円	百万円
計	121百万円	百万円

3 減損損失

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

減損損失を認識した資産

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
粘着関連製品製造設備	アメリカ マサチューセッツ州	機械装置及び運搬具	34

減損損失の認識に至った経緯

米国子会社のMADICO, INC.の粘着関連製品製造設備について、収益性の低下に伴い、当連結会計年度において減損損失を認識しました。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額によっており、第三者による鑑定評価額をもって回収可能価額としております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

減損損失を認識した資産

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
	アメリカ ケンタッキー州	のれん	1,041

当社グループは、のれんの減損判定に係るグルーピングを、連結子会社については主として会社単位で行っております。

米国子会社のVDI, LLCにおいて、買収時に想定した事業計画の業績を下回る見込みであることから、減損損失を認識しました。

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを18.0%で割り引いて算定しております。

4 事業構造改善引当金繰入額

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

米国子会社MADICO, INC.の経営合理化に伴う損失見込額であります。なお、損失見込額の内容は特別退職金であります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	340百万円	172百万円
組替調整額	177百万円	343百万円
税効果調整前	163百万円	170百万円
税効果額	89百万円	53百万円
その他有価証券評価差額金	73百万円	117百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	453百万円	1,194百万円
組替調整額	454百万円	百万円
税効果調整前	907百万円	1,194百万円
税効果額	百万円	百万円
為替換算調整勘定	907百万円	1,194百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	229百万円	153百万円
組替調整額	397百万円	185百万円
税効果調整前	167百万円	338百万円
税効果額	49百万円	103百万円
退職給付に係る調整額	118百万円	234百万円
その他の包括利益合計	716百万円	1,311百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	76,564,240			76,564,240

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,411,475	1,060	20	4,412,515

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,060株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増し請求による減少 20株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	186

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月10日 取締役会	普通株式	1,948	27	平成28年3月31日	平成28年6月6日
平成28年11月9日 取締役会	普通株式	2,381	33	平成28年9月30日	平成28年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,381	33	平成29年3月31日	平成29年6月5日

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	76,564,240			76,564,240

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,412,515	424	2,700	4,410,239

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 424株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少 2,700株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	214

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年5月8日 取締役会	普通株式	2,381	33	平成29年3月31日	平成29年6月5日
平成29年11月9日 取締役会	普通株式	2,381	33	平成29年9月30日	平成29年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年5月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,381	33	平成30年3月31日	平成30年6月5日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金	45,060百万円	58,614百万円
預入期間が3ヵ月を 超える定期預金	3,775百万円	3,572百万円
現金及び現金同等物	41,284百万円	55,042百万円

2 株式または持分の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(1) 持分の取得により新たにVDI, LLCを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにVDI, LLC持分の取得価額とVDI, LLC取得のための支出(純増)との関係は次のとおりです。

流動資産	473百万円
固定資産	1,713百万円
のれん	1,839百万円
流動負債	222百万円
固定負債	1,102百万円
持分の取得価額	2,701百万円
現金及び現金同等物	95百万円
差引：取得のための支出	2,605百万円

(2) 持分の取得により新たにMACtac Americas, LLCを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにMACtac Americas, LLC持分の取得価額とMACtac Americas, LLC取得のための支出(純増)との関係は次のとおりです。

流動資産	9,066百万円
固定資産	6,820百万円
のれん	30,889百万円
流動負債	4,794百万円
固定負債	7,564百万円
持分の取得価額	34,417百万円
現金及び現金同等物	775百万円
持分の取得価額のうち未払額	301百万円
差引：取得のための支出	33,340百万円

(3) 株式の取得により新たにLintec Graphic Films Limitedを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにLintec Graphic Films Limited株式の取得価額とLintec Graphic Films Limited取得のための支出(純増)との関係は次のとおりです。

流動資産	378百万円
固定資産	144百万円
のれん	733百万円
流動負債	171百万円
固定負債	59百万円
株式の取得価額	1,024百万円
現金及び現金同等物	61百万円
差引：取得のための支出	963百万円

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

3 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	183百万円	138百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース

リース資産の内容

・有形固定資産

生産設備（機械装置及び運搬具）であります。

リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、生産設備及び車両（機械装置及び運搬具）であります。

・無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (平成30年 3月31日)
1年内	419百万円	629百万円
1年超	595百万円	1,458百万円
合計	1,015百万円	2,088百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については銀行からの借入によっております。デリバティブは、為替変動リスクなどを軽減する目的で利用しているのみであり、投機目的の取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日及び残高管理を行い、回収懸念の軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、金融機関とコミットメント・ライン契約を締結しており、その用途は主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。

長期借入金は、企業買収のための資金調達であります。長期借入金に係る支払金利及び為替の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引や金利通貨スワップ取引を利用しております。

また、営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰り計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、当社グループの稟議決裁に基づき実行され、その管理は管理本部担当執行役員の管掌事項になっており、これに関する報告は、経営会議等にて行っております。

なお、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(1) (百万円)	時価(1) (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	45,060	45,060	
(2) 受取手形及び売掛金	66,801	66,801	
(3) 投資有価証券 其他有価証券	2,519	2,519	
(4) 支払手形及び買掛金	(45,057)	(45,057)	
(5) 短期借入金	(641)	(641)	
(6) 未払法人税等	(3,098)	(3,098)	
(7) 長期借入金(2)	(20,847)	(20,888)	41
(8) デリバティブ取引(3)	(37)	(37)	

(1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金の金額は長期借入金に含めて表示しております。

(3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(1) (百万円)	時価(1) (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	58,614	58,614	
(2) 受取手形及び売掛金	72,590	72,590	
(3) 投資有価証券 其他有価証券	2,160	2,160	
(4) 支払手形及び買掛金	(54,678)	(54,678)	
(5) 短期借入金	(2,351)	(2,351)	
(6) 未払法人税等	(2,889)	(2,889)	
(7) 長期借入金(2)	(17,381)	(17,223)	157
(8) デリバティブ取引(3)	9	9	

- (1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
 (2) 1年内返済予定の長期借入金の金額は長期借入金に含めて表示しております。
 (3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理または金利通貨スワップの一体処理の対象とされているものについては、当該金利スワップまたは金利通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	平成29年3月31日	平成30年3月31日
非上場株式	583	583

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)
現金及び預金	45,038
受取手形及び売掛金	66,801
合計	111,839

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (百万円)
現金及び預金	58,591
受取手形及び売掛金	72,590
合計	131,182

(注4) 借入金の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	641					
1年内返済予定の 長期借入金	3,051					
長期借入金		3,058	3,058	9,321	1,234	1,121
合計	3,693	3,058	3,058	9,321	1,234	1,121

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,351					
1年内返済予定の 長期借入金	2,986					
長期借入金		2,986	9,177	1,168	531	531
合計	5,337	2,986	9,177	1,168	531	531

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	2,180	975	1,205
	債券			
	その他			
小計		2,180	975	1,205
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	338	425	86
	債券			
	その他			
小計		338	425	86
合計		2,519	1,400	1,118

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	1,754	796	957
	債券			
	その他			
小計		1,754	796	957
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	406	415	9
	債券			
	その他			
小計		406	415	9
合計		2,160	1,212	947

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	361	190	13
債券			
その他			
合計	361	190	13

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	536	343	0
債券			
その他			
合計	536	343	0

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	米ドル売円買	919		14	14
	米ドル売ウォン買	58		2	2
	ルピー売円買	345		19	19
	合計	1,323		37	37

(注) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	米ドル売円買	607		2	2
	米ドル売ウォン買	107		3	3
	円売ウォン買	62		0	0
	米ドル売星ドル買	71		3	3
	合計	848		9	9

(注) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	2,355	2,131	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	2,018	1,806	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利通貨関連

前連結会計年度(平成29年 3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
金利通貨スワップの一体処理(特例処理・振当処理)	金利通貨スワップ取引 受取変動・支払固定 受取米ドル・支払円	長期借入金	6,581	5,993	(注)

(注) 金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成30年 3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
金利通貨スワップの一体処理(特例処理・振当処理)	金利通貨スワップ取引 受取変動・支払固定 受取米ドル・支払円	長期借入金	5,993	5,405	(注)

(注) 金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付会計関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型制度として企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

国内連結子会社は退職一時金制度を、また、海外連結子会社は主として確定拠出型の制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
退職給付債務の期首残高	36,549百万円	36,965百万円
勤務費用	1,754百万円	1,795百万円
利息費用	187百万円	189百万円
数理計算上の差異の発生額	4百万円	89百万円
退職給付の支払額	1,570百万円	1,575百万円
外貨換算の影響による増減額	26百万円	45百万円
その他	75百万円	68百万円
退職給付債務の期末残高	36,965百万円	37,398百万円

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
年金資産の期首残高	25,073百万円	24,603百万円
期待運用収益	726百万円	732百万円
数理計算上の差異の発生額	239百万円	63百万円
事業主からの拠出額	521百万円	510百万円
退職給付の支払額	1,479百万円	1,518百万円
年金資産の期末残高	24,603百万円	24,391百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (平成30年 3月31日)
積立型制度の退職給付債務	36,244百万円	36,565百万円
年金資産	24,603百万円	24,391百万円
	11,641百万円	12,173百万円
非積立型制度の退職給付債務	721百万円	832百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	12,362百万円	13,006百万円
退職給付に係る負債	12,362百万円	13,006百万円
退職給付に係る資産	百万円	百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	12,362百万円	13,006百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	1,754百万円	1,795百万円
利息費用	187百万円	189百万円
期待運用収益	726百万円	732百万円
数理計算上の差異の費用処理額	681百万円	462百万円
過去勤務費用の費用処理額	283百万円	277百万円
その他	25百万円	0百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,587百万円	1,437百万円

- (注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。
 2 企業年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。
 3 当連結会計年度において、上記確定給付制度に係る退職給付費用のほかに、米国子会社MADICO, INC.での特別退職金866百万円を、特別損失の「事業構造改善引当金繰入額」に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
過去勤務費用	283百万円	277百万円
数理計算上の差異	451百万円	616百万円
合計	167百万円	338百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
未認識過去勤務費用	545百万円	267百万円
未認識数理計算上の差異	5,434百万円	4,818百万円
合計	4,889百万円	4,550百万円

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
債券	52.9%	69.6%
株式	22.9%	14.8%
オルタナティブ	15.9%	6.6%
現金及び預金	5.1%	5.5%
その他	3.2%	3.5%
合計	100.0%	100.0%

(注) オルタナティブは、主にヘッジファンドへの投資であります。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項
 主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
割引率	主として0.5%	主として0.5%
長期期待運用収益率	主として3.5%	主として3.5%
予想昇給率	主として2.8%	主として2.8%

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度160百万円、当連結会計年度272百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上原価	2百万円	1百万円
販売費及び一般管理費のその他	15百万円	30百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年8月10日	平成19年8月9日	平成20年8月8日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 17名	当社取締役 17名	当社取締役 14名
株式の種類及び付与数	普通株式 10,500株	普通株式 9,300株	普通株式 9,800株
付与日	平成18年8月25日	平成19年8月24日	平成20年8月25日
権利確定条件	新株予約権付与時において、当社の取締役の地位にあること	新株予約権付与時において、当社の取締役の地位にあること	新株予約権付与時において、当社の取締役の地位にあること
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	平成18年8月26日～平成38年8月25日	平成19年8月25日～平成39年8月24日	平成20年8月26日～平成40年8月25日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年8月7日	平成22年8月9日	平成23年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名	当社取締役 16名	当社取締役 8名
株式の種類及び付与数	普通株式 15,000株	普通株式 14,100株	普通株式 7,600株
付与日	平成21年8月24日	平成22年8月24日	平成23年8月24日
権利確定条件	新株予約権付与時において、当社の取締役の地位にあること	新株予約権付与時において、当社の取締役の地位にあること	新株予約権付与時において、当社の取締役の地位にあること
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	平成21年8月25日～平成41年8月24日	平成22年8月25日～平成42年8月24日	平成23年8月25日～平成43年8月24日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年 8 月 8 日	平成25年 8 月 7 日	平成26年 8 月 6 日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 12名	当社取締役 10名 当社執行役員 12名	当社取締役 10名 当社執行役員 12名
株式の種類及び付与数	普通株式 15,900株	普通株式 22,000株	普通株式 18,300株
付与日	平成24年 8 月23日	平成25年 8 月22日	平成26年 8 月21日
権利確定条件	新株予約権付与時において、当社の取締役及び執行役員の地位にあること	新株予約権付与時において、当社の取締役及び執行役員の地位にあること	新株予約権付与時において、当社の取締役及び執行役員の地位にあること
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	平成24年 8 月24日 ~ 平成44年 8 月23日	平成25年 8 月23日 ~ 平成45年 8 月22日	平成26年 8 月22日 ~ 平成46年 8 月21日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年 8 月 6 日	平成28年 8 月 9 日	平成29年 8 月 7 日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名 当社執行役員 12名	当社取締役 11名 当社執行役員 12名	当社取締役 11名 当社執行役員 12名
株式の種類及び付与数	普通株式 14,600株	普通株式 12,200株	普通株式 14,400株
付与日	平成27年 8 月21日	平成28年 8 月24日	平成29年 8 月22日
権利確定条件	新株予約権付与時において、当社の取締役及び執行役員の地位にあること	新株予約権付与時において、当社の取締役及び執行役員の地位にあること	新株予約権付与時において、当社の取締役及び執行役員の地位にあること
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	平成27年 8 月22日 ~ 平成47年 8 月21日	平成28年 8 月25日 ~ 平成48年 8 月24日	平成29年 8 月23日 ~ 平成49年 8 月22日

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成30年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年 8 月10日	平成19年 8 月 9 日	平成20年 8 月 8 日
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	3,300	2,900	5,200
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)	3,300	2,900	5,200

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年 8 月 7 日	平成22年 8 月 9 日	平成23年 8 月 9 日
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	7,700	7,200	6,800
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)	7,700	7,200	6,800

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年 8 月 8 日	平成25年 8 月 7 日	平成26年 8 月 6 日
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	13,600	20,600	17,200
権利確定(株)			
権利行使(株)	500	600	600
失効(株)			
未行使残(株)	13,100	20,000	16,600

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年 8 月 6 日	平成28年 8 月 9 日	平成29年 8 月 7 日
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			14,400
失効(株)			
権利確定(株)			14,400
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	14,600	12,200	
権利確定(株)			14,400
権利行使(株)	500	500	
失効(株)			
未行使残(株)	14,100	11,700	14,400

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年 8月10日	平成19年 8月 9日	平成20年 8月 8日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な 評価単価(円)	2,788	1,947	1,481

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年 8月 7日	平成22年 8月 9日	平成23年 8月 9日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な 評価単価(円)	1,726	1,474	1,303

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年 8月 8日	平成25年 8月 7日	平成26年 8月 6日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	3,054	3,054	3,054
付与日における公正な 評価単価(円)	1,203	1,595	1,825

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年 8月 6日	平成28年 8月 9日	平成29年 8月 7日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	3,054	3,054	
付与日における公正な 評価単価(円)	2,283	1,445	2,261

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 34.909%

平成19年 8月22日～平成29年 8月22日の日次株価に基づき算出

予想残存期間 10年

十分なデータの蓄積データが無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっている

予想配当 66円/株

平成28年 9月中間期配当及び平成29年 3月期末の配当実績による

無リスク利率 0.048%

予想残存期間に対応する平成29年 8月22日の国債利回り

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
(繰延税金資産)		
未払賞与	699百万円	739百万円
未払事業税	170百万円	157百万円
繰越欠損金	1,107百万円	995百万円
退職給付に係る負債	3,736百万円	3,904百万円
退職給付信託	1,141百万円	909百万円
研究開発費	562百万円	609百万円
棚卸資産評価損	269百万円	180百万円
貸倒引当金	138百万円	133百万円
未実現利益	350百万円	356百万円
減価償却費限度超過額	331百万円	275百万円
その他	680百万円	751百万円
繰延税金資産小計	9,188百万円	9,012百万円
評価性引当額	959百万円	1,206百万円
繰延税金資産合計	8,229百万円	7,806百万円
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	187百万円	181百万円
有価証券評価差額金	343百万円	290百万円
子会社減価償却費	508百万円	125百万円
連結子会社配当金	460百万円	654百万円
その他	75百万円	36百万円
繰延税金負債合計	1,575百万円	1,287百万円
繰延税金資産純額	6,654百万円	6,518百万円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	1,614百万円	1,483百万円
固定資産 - 繰延税金資産	5,063百万円	5,047百万円
流動負債 - その他	10百万円	9百万円
固定負債 - その他	13百万円	3百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.39%	0.35%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	16.68%	11.88%
住民税均等割等	0.37%	0.35%
連結子会社の税率差異	5.14%	6.25%
租税特別措置法に基づく法人税の控除額	3.28%	2.62%
繰越欠損金等に対する評価性引当金減少	1.56%	5.06%
連結子会社からの受取配当金消去	18.12%	12.51%
のれん減損損失	%	2.12%
その他	1.03%	2.61%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.23%	33.11%

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの事業セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは6つの事業部門から構成され、各事業部門が国内及び海外の包括的な戦略を立案し事業活動を展開しております。

したがって、これらを事業セグメントの識別単位とし、製品の製造方法、販売する市場等の類似性に基づき、「印刷材・産業工材関連」、「電子・光学関連」、「洋紙・加工材関連」の3つの報告セグメントに集約しております。

(2) 各セグメントに属する製品及びサービスの種類

各報告セグメントに属する主要な製品・サービスの種類は以下のとおりであります。

報告セグメント	主要な製品・サービス
印刷材・産業工材関連	シール・ラベル用粘着製品、ラベリングマシン、自動車用粘着製品、工業用粘着テープ、ウインドーフィルム、屋外看板・広告用フィルム、内装用化粧フィルム
電子・光学関連	半導体関連粘着テープ、半導体関連装置、積層セラミックコンデンサ関連テープ、液晶・有機ELディスプレイ関連粘着製品
洋紙・加工材関連	カラー封筒用紙、色画用紙、特殊機能紙、高級印刷用紙、高級紙製品用紙、粘着製品用剥離紙、光学関連製品用剥離フィルム、合成皮革用工程紙、炭素繊維複合材料用工程紙

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は、連結会社間については市場の実勢価格に基づいており、同一会社内については原価ベースに基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結損益計 算書計上額 (注)2
	印刷材・産 業工材関連	電子・光学 関連	洋紙・加工材 関連	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	85,661	83,205	37,108	205,975		205,975
セグメント間の 内部売上高又は振替高	60	73	15,523	15,657	15,657	
計	85,721	83,278	52,632	221,633	15,657	205,975
セグメント利益	1,672	9,155	5,767	16,595	0	16,595
その他の項目						
減価償却費(注)3	2,706	2,748	2,011	7,466		7,466
のれんの償却額(注)3	315			315		315

(注)1 セグメント利益の調整額は、すべてセグメント間取引消去の金額であります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 減価償却費及びのれんの償却額については、事業セグメント別に合理的な基準により配分を行っております。

4 セグメント資産については、会社、事業所及び工場を管理区分としているため、事業セグメントへの配分は行っておりません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結損益計 算書計上額 (注)2
	印刷材・産 業工材関連	電子・光学 関連	洋紙・加工材 関連	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	121,691	88,882	38,456	249,030		249,030
セグメント間の 内部売上高又は振替高	57	88	15,571	15,717	15,717	
計	121,748	88,970	54,027	264,747	15,717	249,030
セグメント利益	3,040	11,972	4,996	20,009	86	20,095
その他の項目						
減価償却費(注)3	3,863	3,049	2,118	9,031		9,031
のれんの償却額(注)3	3,427			3,427		3,427

(注)1 セグメント利益の調整額は、すべてセグメント間取引消去の金額であります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 減価償却費及びのれんの償却額については、事業セグメント別に合理的な基準により配分を行っております。

4 セグメント資産については、会社、事業所及び工場を管理区分としているため、事業セグメントへの配分は行っておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	米国	その他	合計
128,203	65,142	8,076	4,552	205,975

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	米国	その他	合計
54,155	11,119	8,129	466	73,871

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
住友化学(株)	22,210	電子・光学関連

当連結会計年度(自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	米国	その他	合計
130,408	70,880	39,295	8,445	249,030

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「その他」に含めていた「米国」における売上高は、連結損益計算書の売上高の10%を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度において、「その他」に表示していた12,629百万円を、「米国」8,076百万円、「その他」4,552百万円として組み替えております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	米国	その他	合計
55,143	10,570	9,173	448	75,336

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	印刷材・産業工材 関連	電子・光学関連	洋紙・加工材関連	計	
減損損失					34

(注) セグメント資産については、会社、事業所及び工場を管理区分としているため、事業セグメントへの配分は行っておりません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	印刷材・産業工材 関連	電子・光学関連	洋紙・加工材関連	計	
減損損失					1,041

(注) セグメント資産については、会社、事業所及び工場を管理区分としているため、事業セグメントへの配分は行っておりません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	印刷材・産業工材 関連	電子・光学関連	洋紙・加工材関連	計	
当期末残高					34,558

(注) 1 のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。
 2 セグメント資産については、会社、事業所及び工場を管理区分としているため、事業セグメントへの配分は行っておりません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	印刷材・産業工材 関連	電子・光学関連	洋紙・加工材関連	計	
当期末残高					29,189

(注) 1 のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。
 2 セグメント資産については、会社、事業所及び工場を管理区分としているため、事業セグメントへの配分は行っておりません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社の子会社	日本紙通商(株)	東京都千代田区	1,000	紙・パルプ関連商品、化学工業商品などの仕入販売	直接 0.8	当社製品等の販売及び原材料・設備等の購入	洋紙・加工材製品等の販売	11,422	受取手形及び売掛金	3,941
							原紙・薬品及び設備等の購入	4,665	支払手形及び買掛金	1,835
									その他の流動負債	3

(注) 1 取引金額に消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 製品・商品の販売については、市場の実勢価格を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 原材料等の購入については、市場の動向及び実勢価格をみて毎期価格交渉の上決定しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社の子会社	日本紙通商(株)	東京都千代田区	1,000	紙・パルプ関連商品、化学工業商品などの仕入販売	直接 0.8	当社製品等の販売及び原材料・設備等の購入	洋紙・加工材製品等の販売	11,364	受取手形及び売掛金	4,976
							原紙・薬品及び設備等の購入	4,907	支払手形及び買掛金	2,357
									その他の流動負債	12

(注) 1 取引金額に消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 製品・商品の販売については、市場の実勢価格を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 原材料等の購入については、市場の動向及び実勢価格をみて毎期価格交渉の上決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	2,465円43銭	2,573円69銭
1株当たり当期純利益	158円69銭	156円02銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	158円46銭	155円76銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	11,450	11,257
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	11,450	11,257
普通株式の期中平均株式数(千株)	72,152	72,151
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	106	119
(うち新株予約権(千株))	(106)	(119)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	178,690	186,420
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	806	718
(うち新株予約権(百万円))	(186)	(214)
(うち非支配株主持分(百万円))	(619)	(503)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	177,884	185,702
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(千株)	72,151	72,154

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	641	2,351	1.7	
1年以内に返済予定の長期借入金	3,051	2,986	1.0	
1年以内に返済予定のリース債務	201	188	2.1	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	17,795	14,395	1.0	平成31年6月～ 平成35年12月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	277	216	2.1	平成31年1月～ 平成35年12月
其他有利子負債				
合計	21,967	20,138		

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2 リース債務の内、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。なお、「1年以内に返済予定のリース債務」及び「リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)」の「平均利率」については、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るものであります。
 3 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,986	9,177	1,168	531
リース債務	122	50	29	12

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	60,705	123,084	186,523	249,030
税金等調整前 四半期(当期)純利益(百万円)	4,215	9,219	14,785	16,666
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益(百万円)	2,715	6,015	10,065	11,257
1株当たり 四半期(当期)純利益(円)	37.64	83.37	139.51	156.02

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益(円)	37.64	45.74	56.13	16.52

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,306	28,125
受取手形	2 16,146	2, 7 18,550
売掛金	2 38,854	2, 7 41,649
たな卸資産	5 20,155	5 23,289
前払費用	545	499
繰延税金資産	1,666	1,734
短期貸付金	2 2,663	2 2,299
未収入金	2 2,108	2 1,877
その他	195	84
貸倒引当金	80	58
流動資産合計	99,561	118,050
固定資産		
有形固定資産		
建物	22,193	6 23,413
構築物	1,921	2,037
機械及び装置	17,746	6 16,341
車両運搬具	80	92
工具、器具及び備品	659	690
土地	9,346	9,346
リース資産	281	270
建設仮勘定	1,821	2,882
有形固定資産合計	54,051	55,075
無形固定資産		
無形固定資産	1,650	1,289
投資その他の資産		
投資有価証券	2,544	2,185
関係会社株式	51,144	50,784
関係会社出資金	4,915	4,894
関係会社長期貸付金	2 9,038	2 7,589
固定化営業債権	3 67	3 57
長期前払費用	154	130
前払年金費用	1,640	1,730
繰延税金資産	3,266	3,294
その他	682	2 745
貸倒引当金	114	103
投資その他の資産合計	73,339	71,310
固定資産合計	129,041	127,674
資産合計	228,602	245,725

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	2 8,699	2, 7 11,505
買掛金	2 33,267	2, 7 38,345
短期借入金	2 2,434	2 1,679
1年内返済予定の長期借入金	3,051	2,986
未払金	2 4,476	2 5,841
リース債務	155	147
未払費用	2 3,010	2 3,310
未払法人税等	2,217	1,917
前受金	65	806
預り金	220	398
役員賞与引当金	90	89
流動負債合計	57,688	67,027
固定負債		
長期借入金	17,780	14,395
退職給付引当金	8,287	9,262
環境対策引当金	135	132
リース債務	218	181
その他	45	42
固定負債合計	26,466	24,013
負債合計	84,154	91,041
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,201	23,201
資本剰余金		
資本準備金	26,816	26,816
その他資本剰余金	12	12
資本剰余金合計	26,829	26,829
利益剰余金		
利益準備金	1,268	1,268
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	423	411
別途積立金	81,236	92,036
繰越利益剰余金	18,240	17,775
利益剰余金合計	101,170	111,492
自己株式	7,714	7,711
株主資本合計	143,486	153,811
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	775	657
評価・換算差額等合計	775	657
新株予約権	186	214
純資産合計	144,448	154,683
負債純資産合計	228,602	245,725

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)		当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	
売上高	1	164,602	1	170,335
売上原価	1	127,371	1	131,061
売上総利益		37,231		39,274
販売費及び一般管理費				
運送費及び保管費	1	4,327	1	4,403
給料及び手当		4,020		4,060
賞与		1,448		1,535
貸倒引当金繰入額		1		21
退職給付引当金繰入額		395		282
役員賞与引当金繰入額		95		85
減価償却費		631		649
研究開発費	1	7,316	1	7,381
その他	1	7,446	1	7,637
販売費及び一般管理費合計		25,680		26,014
営業利益		11,550		13,259
営業外収益				
受取利息及び配当金	1	8,400	1	6,753
その他	1	355	1	127
営業外収益合計		8,756		6,881
営業外費用				
支払利息	1	118	1	236
その他	1	1,252	1	1,171
営業外費用合計		1,370		1,407
経常利益		18,936		18,733
特別利益				
投資有価証券売却益		190		343
固定資産売却益		121		
子会社清算益		17		
特別利益合計		329		343
特別損失				
子会社株式評価損				358
子会社清算損		387		
投資有価証券売却損		13		
特別損失合計		400		358
税引前当期純利益		18,865		18,717
法人税、住民税及び事業税		3,610		3,676
法人税等調整額		294		42
法人税等合計		3,316		3,633
当期純利益		15,549		15,084

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	23,201	26,816	12	26,829	1,268	435	75,636	12,608	89,949
当期変動額									
剰余金の配当								4,329	4,329
別途積立金の積立							5,600	5,600	
固定資産圧縮積立金の取崩						11		11	
当期純利益								15,549	15,549
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計			0	0		11	5,600	5,632	11,220
当期末残高	23,201	26,816	12	26,829	1,268	423	81,236	18,240	101,170

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計		
当期首残高	7,712	132,267	701	701	169	133,138
当期変動額						
剰余金の配当		4,329				4,329
別途積立金の積立						
固定資産圧縮積立金の取崩						
当期純利益		15,549				15,549
自己株式の取得	2	2				2
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			73	73	17	91
当期変動額合計	2	11,218	73	73	17	11,309
当期末残高	7,714	143,486	775	775	186	144,448

当事業年度(自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	23,201	26,816	12	26,829	1,268	423	81,236	18,240	101,170
当期変動額									
剰余金の配当								4,762	4,762
別途積立金の積立							10,800	10,800	
固定資産圧縮積立金の取崩						11		11	
当期純利益								15,084	15,084
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計			0	0		11	10,800	465	10,322
当期末残高	23,201	26,816	12	26,829	1,268	411	92,036	17,775	111,492

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	7,714	143,486	775	775	186	144,448
当期変動額						
剰余金の配当		4,762				4,762
別途積立金の積立						
固定資産圧縮積立金の取崩						
当期純利益		15,084				15,084
自己株式の取得	1	1				1
自己株式の処分	4	4				4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			117	117	28	89
当期変動額合計	3	10,325	117	117	28	10,235
当期末残高	7,711	153,811	657	657	214	154,683

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの
移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品、製品、原材料及び仕掛品
総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
ただし、機械類については個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～50年
機械及び装置	4～17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生している額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 環境対策引当金

法令に基づいた有害物質の処理など、環境対策に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。また、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建借入金

ヘッジ手段・・・金利通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建借入金

(3) ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、金利変動・為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップ及び一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 保証債務

金融機関からの借入等に対する債務保証

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
LINTEC USA HOLDING, INC.	百万円	2,709百万円
PT.LINTEC INDONESIA	10百万円	4百万円
LINTEC INDUSTRIES (MALAYSIA) SDN.BHD.	23百万円	26百万円
LINTEC INDUSTRIES (SARAWAK) SDN.BHD.	20百万円	18百万円
LINTEC (THAILAND) CO., LTD.	6百万円	7百万円
計	60百万円	2,766百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
短期金銭債権	11,229百万円	10,623百万円
長期金銭債権	9,038百万円	7,711百万円
短期金銭債務	4,618百万円	4,098百万円

3 固定化営業債権

破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権について記載しております。

4 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
当座貸越限度額及び貸出コミット メントの総額	20,400百万円	22,300百万円
借入実行残高	百万円	百万円
差引額	20,400百万円	22,300百万円

5 たな卸資産の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
商品及び製品	7,466百万円	7,866百万円
仕掛品	8,137百万円	9,450百万円
原材料及び貯蔵品	4,551百万円	5,973百万円

6 圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
建物	百万円	19百万円
機械及び装置	百万円	36百万円

7 当事業年度末日満期手形等の処理方法

当事業年度末日満期手形及び電子記録債務の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。また、当事業年度末日に期日決済される売掛金・買掛金についても手形に準じて期日に決済されるものが含まれております。

従って、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、当事業年度末残高には次のとおり当事業年度末日満期債権・債務が含まれております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
受取手形	百万円	1,575百万円
売掛金	百万円	3,402百万円
電子記録債務	百万円	2,567百万円
買掛金	百万円	5,887百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	30,727百万円	32,404百万円
仕入高	6,276百万円	7,086百万円
その他の営業取引高	8,248百万円	8,737百万円
営業取引以外の取引による取引高 (収入分)	8,375百万円	6,743百万円
営業取引以外の取引による取引高 (支出分)	54百万円	46百万円

(有価証券関係)

前事業年度(平成29年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式50,986百万円、関連会社株式122百万円)の時価については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成30年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式50,627百万円、関連会社株式122百万円)の時価については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
(繰延税金資産)		
未払賞与	680百万円	715百万円
未払事業税	169百万円	155百万円
退職給付引当金	2,537百万円	2,836百万円
退職給付信託	1,141百万円	909百万円
研究開発費	562百万円	609百万円
子会社株式評価損	359百万円	122百万円
その他	931百万円	902百万円
繰延税金資産小計	6,382百万円	6,250百万円
評価性引当額	454百万円	220百万円
繰延税金資産合計	5,927百万円	6,030百万円
(繰延税金負債)		
前払年金費用	503百万円	529百万円
固定資産圧縮積立金	187百万円	181百万円
有価証券評価差額金	304百万円	290百万円
繰延税金負債合計	994百万円	1,001百万円
繰延税金資産の純額	4,933百万円	5,028百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.25%	0.28%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.14%	0.38%
住民税均等割等	0.29%	0.29%
租税特別措置法に基づく法人税の控除額	2.67%	2.33%
海外子会社受取配当金益金不算入	12.68%	9.70%
その他	1.67%	0.39%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.58%	19.41%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	22,193	2,745	116	1,409	23,413	32,179
	構築物	1,921	273	17	139	2,037	3,707
	機械及び装置	17,746	2,307	153	3,558	16,341	79,803
	車両運搬具	80	48	0	36	92	701
	工具、器具及び備品	659	259	0	228	690	6,476
	土地	9,346				9,346	
	リース資産	281	121		132	270	749
	建設仮勘定	1,821	6,695	5,634		2,882	
	計	54,051	12,451	5,922	5,504	55,075	123,618
無形固定資産	特許権	0	5		0	4	4
	借地権	43				43	
	商標権	1			0	1	2
	ソフトウェア	1,300	65		445	919	3,157
	ソフトウェア仮勘定	240	94	73		262	
	リース資産	19			8	10	33
	その他	43	2		0	46	4
	計	1,650	168	73	456	1,289	3,201

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	平塚事業所	再構築工事	1,262百万円
建物	熊谷工場	剥離紙塗工設備	781 "
建物	三島工場	建物耐震化・調成工程合理化工事	375 "
建設仮勘定	三島工場	剥離フィルム塗工設備	1,783 "
建設仮勘定	熊谷工場	剥離紙塗工設備	1,148 "
建設仮勘定	三島工場	建物耐震化・調成工程合理化工事	644 "
建設仮勘定	平塚事業所	再構築工事	295 "

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	194	64	97	162
役員賞与引当金	90	89	90	89
環境対策引当金	135		3	132

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り および買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	1単元当たりの株式の売買委託手数料相当額を買い取った単元未満株式の数で按分した額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.lintec.co.jp/koukoku/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|---|--|-------------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類、
有価証券報告書の
確認書 | 事業年度
(第123期) | 自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日 | 平成29年6月22日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書 | 事業年度
(第123期) | 自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日 | 平成29年6月22日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19
条第2項第9号の2(株主総会における
議決権行使の結果)の規定に基づく臨時
報告書 | | 平成29年6月23日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 四半期報告書
及び四半期報告書
の確認書 | 第124期
第1四半期 | 自 平成29年4月1日
至 平成29年6月30日 | 平成29年8月10日
関東財務局長に提出。 |
| | 第124期
第2四半期 | 自 平成29年7月1日
至 平成29年9月30日 | 平成29年11月10日
関東財務局長に提出。 |
| | 第124期
第3四半期 | 自 平成29年10月1日
至 平成29年12月31日 | 平成30年2月13日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月21日

リンテック株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井 上 秀 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 谷 口 公 一

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリンテック株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リンテック株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、リンテック株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、リンテック株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月21日

リンテック株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 秀 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 口 公 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリンテック株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第124期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リンテック株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。